

< 資料編 >

参考資料 1

1974 年環境法（1998 年改定版）

1974 年環境法（法律 127 号）

汚染防止、減少、管理および環境増進、またそれに関連する目的のための法律*

公示日：1975 年 4 月 15 日

国会における上院と下院の勧告と承認およびその権限により、マレーシア国王が下記法律を制定する。

第 1 章 序

第 1 条 簡略名、適用、開始

(1)本法は「1974 年環境法」と通称し、マレーシア全土に適用されるものとする。

(2)本法は大臣が官報に公示した日付、または大臣が本法の異なる条文を別に発効させた場合はその日付、および大臣が法律全体または個別の条文をマレーシア全土または特定の指定地域に適用するとした日付をもって発効する。

第 2 条 解釈

本法では、文脈に断りがない限り、

「航空機」とは、乗客または物品を空路運ぶためのあらゆる乗物を含む。

「有益利用」とは、公共の健康、福祉、安全に関連し、廃棄物、排水、排気、排出物の影響から守られるべき環境またはその要素あるいは部分の利用を意味する。

「理事会」とは、第 36 条 C の下で設立された環境基金理事会を意味する。

「コンピューター」とは、名称や銘柄に関係なくあらゆる情報、ものを記録、保存、処理、検索、作成、またはこれらの機能を単独でまたは組み合わせて利用するための装置を意味し、複数のコンピューターが組み合わせ、接続、連続してこれらのうち一つまたは複数の機能を果たす場合は一つのコンピューターと見なす。

「管理設備」とは、以下を含む。

- (a) 廃棄物を収集する器具、
- (b) より効率的な設備操作のために利用される自動装置、
- (c) 汚染を表示または記録、または過剰な汚染を警告する装置、および、
- (d) 汚染を制限するために用いられるその他の装置、設備。

「委員会」とは、第 4 条の下に設立された環境質委員会を意味する。

「長官」とは、第 3 条に定められた環境局長官を意味する。

「文書」とは、

- (a) 文字、図形、印、記号、信号、符号、その他あらゆる形式の表現、表記、表示、
- (b) 視覚的記録（静止または動画像）、
- (c) 音声記録、または電子、磁気、機械的記録等、あるいは音声、電子インパルス等のデータ、
- (d) 上記(a)(b)(c)または本段で言及された各方法、またはそのうちの複数の組み合わせによる遠隔記録または送信、

を使い、いかなる方法であってもディスク、テープ、フィルム、サウンドトラック、装置などを含むあらゆる物質、材料、物体、ものに表現、表記、表示されたすべてのものを意味する。

環境に関連する「要素」とは、水、大気、土壌、植生、気候、音、臭い、景観、魚、野生生物を含む環境を構成する重要な部分を意味する。

「環境」とは、土地、水、大気、気候、音、臭い、味、動植物の生物学的要因、景観の社会的要因を含む人間を取り巻く物理的要因を意味する。

「環境監査」とは、

- (a) 環境法令で要求されている義務事項の順守状況、
- (b) 環境管理システム、および、
- (c) 施設・事業所の全体的な環境リスク、

を明らかにするための、定期的、体系的、成文化された客観的評価を意味する。

「環境管理システム」とは、環境の管理に関連するシステムの実施および維持するための責任、実行、手順、処理、資金を有する組織的構造を備えたシステムである。

「環境リスク」とは、環境にもたらされる恐れのある危険、災害、悪影響を意味する。

「環境有害物質」とは、固体、半固体、液体の形、または気体、蒸気、またはこれらのうち少なくとも 2 つ以上の混合体である原材料を含む天然または人工の物質、または環境保護、保全、管理活動を意図しているが汚染を引き起こす可能性のある生きた有機体を意味する。

* 法律 A636(86 年 10 月 1 日発効)、A953(96 年 8 月 1 日発効)、A1030 により改正

「基金」とは、第 36 条 B の下に設立された環境基金を意味する。

「物品」とは、環境有害物質、汚染物質、廃棄物を含む。

「工業プラント」とは、動力を生成するため、またはあらゆる産業利用、または船、浚渫機、機関車、クレーン等の機械を操作するためのすべてのプラントを意味する。

「陸水域」とは、貯水池、池、湖、川、小川、運河、排水路、泉、井戸、または沿岸の低水位以上の海水域、または、その他自然、人工的な水面と水面下を意味する。

「マレーシア領海」とは、1969 年基本権力に関する緊急条例の第 7 条に定められたマレーシアの領海を意味する。

「大臣」とは、環境保護の責任を負う大臣を意味する。

「油混合物」とは、大臣により指定された油を含む混合物質、または指定を受けてない油の場合は混合物の 100 万単位のうちこれが 100 単位以上含まれるものを意味する。

「モニタリングプログラム」とは、物質、特性、効果の質的、量的な存在、量、レベルを検出または測定する目的で実施される活動または用いられる設備を意味する。

「占有者」とは、

- (a) あらゆる施設・事業所、
- (b) 施設・事業所の異なる部署がそれぞれ異なる人に占有されている場合は各部署、
- (c) 乗物、船、航空機、

を占有、管理する人を意味する。

「油」とは、

- (a) 原油、ディーゼル・オイル、燃料油、潤滑油、および、
- (b) その他大臣が指定した油、

を意味する。

「所有者」とは、

- (a) 施設・事業所に関しては、
 - (i) 施設・事業所の登録所有者、
 - (ii) 登録の有無に関わらず、二次貸貸を含む貸貸契約者、
 - (iii) 上記(i)と(ii)に定められた所有者の代理人または管財人、または(i)と(ii)に定められた所有者が行方不明または死亡した場合はその法廷個人代理人、
 - (iv) 自己の権利として、または他者の代理人や管財人として、または受取人として貸貸料を受け取っている者、または施設・事業所が貸貸された場合受取人になる者、

を意味し、

- (b) 船に関しては、
 - (i) 船の登録所有者、
 - (ii) 登録されていないが船を所有している者、
 - (iii) 国に所有され、当該国で登録されている会社によって操作される船の場合、「所有者」は国を含む、
 - (iv) 上記(i)、(ii)、(iii)に定められた所有者の代理人または管財人、または(i)と(ii)に定められた所有者が行方不明または死亡した場合はその法廷個人代理人、

を意味し、

- (c) 乗物または航空機に関してはいかなる者もその所有者として登録されている者

を意味する。

「汚染物質」とは、直接、間接に汚染を引き起こす汚染源から排気、排出、堆積された、または排気、排出、堆積される可能性のある固体、半固体、または液体、または気体あるいは蒸気、またはこれらのうち少なくとも 2 つを混合した天然または人工の物質、あるいは不快な臭い、音、熱を意味し、すべての環境有害物質を含む。

「汚染」とは、有益利用に悪影響を与え、人々の健康、安全、または福祉、あるいは動物、鳥、野生生物、魚または水生生物、あるいは植物にとって有害または潜在的に有害な状態を引き起こし、または本法の規定を受ける許可の条件、制約、制限違反である環境有害物質、汚染物質または廃棄物を排出、排気、堆積することにより環境を構成する物理的、熱、化学的、または生物学的属性を直接または間接に変えることを意味する。

「現実的」とは、現場の条件、状況および現在の技術知識などを特に考慮した上で実行可能性がある程度高いことを意味し、「現実的手段」という言葉はプラントの供給および効果的な維持管理とそれらの適切な利用、また占有者またはその代理人による工程または操作の監督を含む。

「施設・事業所」は、家屋、建物、土地、あらゆる相続財産、および機械または樹木を含む。

「特定、指定、対象」とは、本法によりまたはその下で指定を受け、あるいは本法に従って継続的に機能していることを意味する。

「特定・指定運搬物」とは、第 18 条で大臣から指定運搬物と指定された乗物または船を意味する。

「特定施設・事業所」とは、第 18 条で大臣から指定を受けたすべての施設、事業所を意味する。

「特定・指定製品」とは、第 30 条 A 第(1)項(b)に従い大臣が指定したすべての製品を意味する。

「指定産業廃棄物」とは、大臣が法令の中で指定産業廃棄物と指定したすべての廃棄物を意味する。

環境に関する「部分」とは、量、空間、面積、数量、質、または時間あるいはこれらの組み合わせによって示された環境の一部分または複数の部分を意味する。

「船」は、あらゆる種類の船舶、ボート、浮いている構造物を意味する。

「土壌」は、土、砂、岩、泥板岩、鉱物、地中の植生を含む。

「取引」とは、固定事業所で通常に行われる、または場所を変えながら行われ、その結果廃棄物を排出する取引、商業活動または事業を意味し、本法の対象となる取引、商業活動または事業に指定されたすべての活動を含む。

「通過」とは、マレーシアの領土および領海を通り、保管を行わず、ある国境から別の国境まで連続される移動を意味する。

「乗物」とは、動作中地面に接し、人あるいは物を運ぶために移動する、または移動されるあるいは使用される構造物である。

「廃棄物」は、指定産業廃棄物に指定されたものすべて、または、固体、半固体あるいは液体、または気体や蒸気の形態をとり汚染を引き起こす量、構成、方法で環境に排気、排出、堆積されるあらゆるものを含む。

第 2 章 施行

第3条 長官およびその他担当官

(1) 公務員の中から大臣が環境局長官を任命し、その権限、義務、職務を以下のように定める。

- (a) 本法およびその規則、命令を執行する。
- (b) 廃棄物の環境への排出に関わるすべての活動を監督、調整し、汚染を防止あるいは管理し、環境の質を保護、増進することに責任を持つ。
- (c) 大臣に環境保護政策、および有形無形に関わらず守られるべき利用と価値、維持されるべき質、環境の質を悪化させることなく廃棄物を排出できる許容範囲、長期の開発利用と計画、またその他環境保護促進に関するすべての要因に対し、環境のあらゆる部分を保護するための区分を提案する。
- (d) 許可証を発行することにより、環境の質または環境の部分への脅威または潜在的脅威になる廃棄物、排水、排気、堆積物、またはその他の排出源や物質の量、種類、構成物、影響を管理する。
- (e) 汚染の原因、性質、程度および汚染防止方法に対する調査、研究を実施し、類似する調査や研究を実施する個人または団体への支援、協力を行う。
- (f) 汚染のあらゆる面での研究またはその防止方法の研究を実施、促進、調整および環境を保護、促進するための基準を策定する。
- (g) 環境がその質と特性を悪化させず廃棄物を吸収する能力があることを考慮した上で、環境の有益利用を保護し、環境の質を維持するための基準と指標を大臣に提言する。
- (h) 特定の問題に関し長官を補佐する能力があると見なされた人や団体を専門委員会に参加させる。
- (i) 年次環境報告書を翌年の 9 月 30 日までに発行、および環境保護に関するその他あらゆる報告と情報を発行する。
- (j) 本法の目的のためにサンプル入手およびテスト実施の導入方法を明示する。
- (k) 本法またはその規則順守のために調査と検査を実施し、本法またはその規則に対する違反への苦情を調査する。
- (l) 環境保護と推進に関する情報と教育を国民に提供する。
- (ll) 基金を管理する。
- (m) 環境保護、汚染管理、廃棄物管理に関しマレーシアの各州政府およびその他の国々との連絡および協力を確立、維持する。
- (n) 環境保護と促進に関する事項、および汚染と環境に影響するすべての法律に対し改正が必要と長官が判断したもの、および大臣が長官に言及したすべての事項に関し大臣に報告する。
- (o) 環境管理、廃棄物管理、汚染管理に関する計画を推進、奨励、調整、実施する。

(2) 本法を実施する上で環境副長官およびその他担当官が必要または便宜的であるとされた場合は、大臣が公務員の中からこれを任命する。

(3) 大臣は本法に指定されている長官の権限、義務、職務に関し本法と矛盾しない一般的な指示を長官に与

えることができ、長官は与えられた指示すべてに対応しなければならない。

- (4)本法の下の規則で除外されていない限り、副長官およびその他担当官は本法で規定された長官の権限、義務、職務を執行するものとする。

第4条 環境質委員会の設立

- (1)本法の目的のために環境質委員会と称する組織を設立し、その職務を以下に定める。

- (a) 本法に関わる事項全般に関し大臣に助言をし、
(b) 大臣から問い合わせを受けた事項に対し大臣に助言を行う。

- (2)委員会は以下の委員で構成される。

- (a) 大臣が任命する委員長、
(b) 科学技術環境省事務次官またはその承認を受けた代理人、
(c) 国際貿易産業省事務次官またはその承認を受けた代理人、
(cc) 国内取引・消費者行政省事務次官またはその承認を受けた代理人、
(ccc) 農業省事務次官またはその承認を受けた代理人、
(d) 人事省事務次官またはその承認を受けた代理人、
(dd) 運輸省事務次官またはその承認を受けた代理人、
(e) 保健長官またはその承認を受けた代理人、
(f) サバ州政府およびサラワク州政府との協議の上で大臣が任命した各 1 名、
(g) 石油産業界から大臣が任命した 1 名、
(gg) パーム油産業界から指名を受け、大臣が任命した 1 名、
(h) マレーシア製造業連盟から指名、またはそのような連盟がもう存在しない場合は製造業従事者から指名を受け、大臣が任命する 1 名、
(hh) ゴム産業界から指名され、大臣が任命する 1 名、
(i) マレーシアの総合大学または単科大学の教員から大臣が任命する 1 名、
(j) 環境に関連する問題の知識が豊富かつ関心を持つ登録団体から大臣が任命する 2 名。

- (3)大臣は第(2)項の(f)、(g)、(gg)、(h)、(hh)、(i)、(j)の下で任命された各委員に関し、何らかの理由で委員会に出席できない時代わって出席する補欠委員を各 1 名任命することができる。

- (4)補欠委員が委員会に出席する時はあらゆる場合に委員会の一員と見なされる。

- (5)補欠委員は、辞職または身分を取り消された場合を除き、この委員が補助する正規の委員が委員でなくなった時に補欠委員の職を解かれる。

第5条 任期と再任資格

委員会における任命された各委員は、任期以前に辞職または職を取り消された場合を除き、3 年を超えない期間在任し、再任の資格を認められるものとする。

第6条 在任資格失効、退職および辞職

- (1)以下の者は委員会委員に任命される資格または委員としての資格を失う。

- (a) 精神が健全でなく、これに該当しない場合は自身の義務を実行できない者、
(b) 詐欺、不正または道徳的卑劣行為で有罪となった者、
(c) 破産または債権者と取り決めを行った者。

- (2)任命された委員会委員は以下の時にその職を解かれる。

- (a) 死亡、
(b) 辞職、
(c) 大臣の許可なく連続して 3 度委員会会合に出席しなかった場合、
(d) 第(1)項により資格を取り消された場合。

第7条 会議招集、定足数、評決、手続き、議事録

- (1)委員会は年間に 4 ヶ月に一度またそれに加えて委員長が招集した時会合を開く。

- (2)委員会会合は常にその定足数を 8 名とする。

- (3)委員会で評決が行われる時すべての委員は平等な議決権を持ち、委員長または委員長欠席の時は代理に議長をつとめる委員が審議の 1 票に加え評決決定権を持つ。

- (4)本法に従い委員会はその手続きを自身で決定する。

- (5)すべての議事において議事録が作成され、そのコピーが大臣に提出されなければならない。

- (6)審議中の事項に対し助言するために大臣は委員会委員でない者を会合に招待または出席を要請することができるが、この場合は評決権はない。

第8条 委員会会合における議長

- (1)委員会委員長がすべての委員会会合の議長をつとめる。

- (2)会合へ欠席あるいは病気等の理由で委員長が議長をつとめられない場合は出席者の中から議長を選出する。

- (3)委員長が欠席の会合では代わりの議長が選出されるまでいかなる審議も行おうことができない。

第9条 報酬

委員会会合への出席に対し、任命された委員はすべて大臣が決定する金額を支払われる。

第3章 許可証

第10条 許可を与える権限

長官が許可を与える権限を有する。

第11条 許可証

- (1) 許可証申請またはその更新、委譲の申請は指定の様式にて長官宛てに行われ、長官が分割払いを認めた場合以外手数料支払いは申請と同時にされるものとする。
- (2) 許可またはその更新、委譲の申請者は、文書またはその他の方法により長官が申請に関し必要と見なした情報を提供しなければならない。
- (3) 長官は、
 - (a) 許可またはその更新、委譲の申請を条件付きあるいは無条件で認めることができ、条件付きの場合の条件は許可証に明記されるものとする、
 - (b) 許可有効期間中、許可に付随するいかなる条件であっても、これを取り消しまたは変更、または現在の条件に追加あるいは差し替える形で新しい条件を付けることができ、そのような対応を許可証保持者に通知しなければならない、
 - (c) 許可証の利用により都市計画あるいは土地利用や開発に関する法律に施設・事業所が違反する場合は許可を認めないものとする。
- (4) 許可証に付随する条件を変更または新しい条件を付ける前に長官は以下のことを考慮しなければならない。
 - (a) 変更されたまたは新しい条件に従うために既存の設備、管理設備または工業プラントで対応することが現実的か、
 - (b) 購入時から考慮した既存の設備、管理設備または工業プラントの経済的寿命、
 - (c) 変更されたまたは新しい条件により達成されるべき廃棄物の排気、排出、堆積の削減量と程度、
 - (d) 変更または新しく加えられた許可条件を守るために被許可者に発生する予測コスト、および、
 - (e) 施設・事業所で実施される取引、工程または産業活動の性質と規模。
- (5) 第(3)項(c)の対象となるすべての場合、許可申請は申請承認拒否をもって、または拒否に対し上訴が行われた場合は上訴決定をもって最終決定とする。

第12条 許可証に条件を付加する権限

- (1) 第11条の一般性に影響することなく、長官が許可証に付加したいいかなる条件も、
 - (a) その保有者に以下のようなことを要求することができる。
 - (i) 許可証に明記された施設・事業所内または付属する場所の設備を修理、変更、取り替え、
 - (ii) 許可証に明記された施設・事業所内または付属する場所への管理設備の設置および操作、
 - (iii) 許可証に明記された施設・事業所内または付属する場所に設置された管理設備の修理、変更、取り替え、
 - (iv) 自己負担により許可証発行に関連する排気、排出、堆積の特質、量または影響についての情報を長官に提出するためのモニタリングプログラムを実施し、このようなプログラムで記録された情報を長官が定める時および方法に従い提供、または、
 - (v) 条件に明記された期間内に本段前述で定められた義務事項を実施、または、
 - (b) 文書による長官の事前許可がない限り、許可証で指定された施設・事業所内または付属する場所に設置された管理設備を許可証保有者が変更または取り替えることを禁じることができる。
- (2) 本法の下で許可に条件を付ける長官決定に対し上訴する権利が与えられている場合、当該条件は条件に対する上訴のための限定期間が終わるまで効力を持たず、また条件に対する上訴が本法の下で正式に行われた場合は、条件を付す長官決定が上訴審理で承認されるまでその効力はない。

第13条 許可証の有効期限と更新

- (1) 許可証中またはこれが発行されるもとなった規則に指定されていない限り、許可証は発行日より1年間有効であり、指定期間内の申請により更新することができる。
- (2) 許可証の更新を望む保有者は、その有効期限終了または現在有効の更新が切れる4ヵ月前から3ヵ月前の間に長官が指定した許可更新の様式にて申請を行わなければならない。
- (3) 第(2)項で指定された期間内に申請を行わなかった者はすべて遅滞金として遅れた期間に対し1日につき許可料金の100分の1または10リングのいずれか多い方を支払わなければならない。
- (4) 更新申請が許可証の有効期限終了後に行われた場合、長官は更新を拒否または許可料金の5倍か1万円

リングのいずれが多い方を超えない期限満期料を課して更新を認めることができる。

- (5)申請が郵送で行われた場合、封筒の消印の日付を申請日とし、長官が消印の日付を確認することができなかった時は受領日の3日前を申請日とする。

第14条 許可証の委譲

許可証保有者が許可証に明示された事業所の占有者でなくなった時、当該事業所の占有者は長官が指定した方法で指定料金の支払いと同時に当該事業所に関する許可証委譲の承認を申請することができる。

第15条 許可証の登録

指定を受けた許可証はすべて登録されるものとする。

第16条 被許可者の許可証順守

- (1)許可証保有者はその規定や条件のすべてに従わなければならない。
 (2)第(1)項に違反した許可証保有者は有罪であり、2万5000リング以下の罰金または2年以下の禁固またはその併科に処し、さらに、定められた規定や条件に従うよう長官から通知が送達されてから違反が継続された期間に対し1日につき1000リングの罰金に処する。

第17条 許可証発行料

- (1)委員会と協議の上で大臣は許可証発行、委譲または更新に関し支払われるべき料金を指定することができる。
 (2)以下に示す各条件または複数の条件に従い異なる料金を指定することができる。
 (a) 施設・事業所の種類、
 (b) 施設・事業所の場所、
 (c) 排出される廃棄物の量、
 (d) 排出される汚染物質または汚染物質の種類、
 (e) 現在の汚染のレベル。
 (3)検査において排出、排気、または堆積された汚染物質あるいは汚染物質の種類が許可証発行または更新の申請時に占有者が報告した排出、排気または堆積される廃棄物の量と違う、またはそれより多いことが明らかになった場合、長官はその汚染物質または汚染物質の種類に対する料金との差額または排出、排気あるいは堆積量の追加金を請求することができる。
 (4)第(3)項に定められた金額を算出する時、占有者は汚染物質または汚染物質の種類または廃棄物を検査実施から溯って6ヵ月前から排出、排気または堆積していたと見なされ、許可証発行または更新の申請が検査実施日から6ヵ月以内に行われた場合は申請日から検査日までの期間を支払いの対象とする。
 (5)第(3)項および第(4)項に関し追徴金額が占有者が該当時期に支払った料金の100分の10以下の場合にはこれを支払わないものとする。

第4章 汚染禁止と管理

第18条 許可証を必要とする特定施設・事業所

- (1)委員会との協議の上で大臣は命令により当該施設・事業所宛てに発行された許可証を保有していない限り占有あるいは使用を本法への違反であるとする施設・事業所を指定することができる(以後、特定施設・事業所)。
 (1A)委員会との協議の上で大臣は命令により廃棄物の移動、輸送、設置、保管に使用される乗物または船(以後、特定・指定運搬物)に対し特定・指定運搬物を対象に発行された許可証を保有していない限り、これらの使用を本法違反と指定することができる。
 (2)第(1)項に関し申請結果が明確になるまで以下の者はその対象外とする。
 (a) 本法が発効した時点で特定施設・事業所の占有者であり、それ以降指定期間内に当該施設・事業所に対する許可証の申請を行った者、
 (b) 本条に基づく過去の命令を大臣が適宜改正したことによりそれまで指定されていなかった施設・事業所が特定施設・事業所になり、新命令の結果、特定施設・事業所の占有者になった者が官報で命令が公表された後指定期間内に当該施設・事業所に対する許可申請を行った場合、
 (c) 特定施設・事業所に関する許可証の委譲申請を行い、当該施設・事業所の占有者となった後で指定期間内に申請を行った者。
 (3)第(1)項および第(1)項Aに違反し有罪とされた者は5万リング以下の罰金または2年以下の禁固またはその併科に処し、さらに長官が違反行為を止めるよう通知を送達した日から違反が継続された期間に対し1日につき1000リングの罰金を処する。

第19条 乗物、船または施設、事業所を特定・指定運搬物または特定施設・事業所に指定する行為の禁止

文書による長官の事前許可がない限り、いかなる者も次の行為を行ってはならない。

- (a) いかなる乗物、船または施設・事業所であっても乗物、船、施設・事業所がそれぞれ特定・指定運搬物または特定施設・事業所に指定されるような作業を行う、または、
- (b) いかなる土地であってもその土地または建物を特定施設・事業所にする目的のためにデザインされたまたは使用される建物を建設する。

第20条 計画提出の要請と承認

(1)第 19 条に定められたすべての作業、建築、建設または改築を実施するための各申請は以下のものを添付して長官に提出されなければならない。

- (a) 提案された作業、建築、建設または改築の計画、詳細な説明および管理設備が設置される場合はその詳細、
- (b) 周辺地域と関連する提案作業、建築、建設または改築の場所を示す配置図、
- (c) 当該施設、事業所での実施が提案されている取引、産業活動または工程の詳細、
- (d) 廃棄物の構成と特性の記述、
- (e) その他長官が求めた情報。

また、申請者は指定料金を支払わなければならない。

(2)長官は申請を条件付きまたは無条件で許可することができ、被許可者に管理設備および適切なモニタリングプログラムを備え、その費用を負担することを要求できる。

ただし、申請者が管轄の企画当局から企画承認を受けていない場合はいかなる申請も許可されない。

第21条 排気、排出等の条件を定める権限

委員会との協議の上で、大臣は環境のいかなる領域、部分または要因への環境有害物質、汚染物質または廃棄物の排気、排出、堆積または騒音に対する許容条件を定め、あるいは排気、排出、堆積を禁止または制限すべき環境の領域、部分、要因を選択することができる。

第22条 大気汚染に関する規定

(1)いかなる者も許可がない限り第 21 条で定められた許容条件に違反し、環境有害物質、汚染物質あるいは廃棄物を大気中に排気、排出してはならない。

(2)第(1)項の一般性を制限することなく下記の行為を行った者は大気中へ廃棄物を排出したと見なされる。

- (a) 大気中に放出される恐れのある場所に物質を置く、
- (b) 性質、濃度、量または程度が嫌悪感を与えるまたは不快な臭いを発生させるまたは発生を可能にする、
- (c) 取引、工程、産業活動から発生した廃棄物を燃やす、
- (d) 義務づけられている装置、管理設備を設置しないで燃料燃焼設備を使用する。

(3)第(1)項に違反した者はすべて有罪であり、10 万リング以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処し、さらに長官が該当行為を止めるよう通告を送達してから違反行為が継続された期間に対し 1 日につき 1000 リング以下の罰金を処する。

第23条 騒音汚染に関する規定

(1)いかなる者も許可がない限り第 21 条で定められた許容条件を超える音量、強度、性質の騒音を出す、またはその原因となる、あるいは騒音を出すことを可能にしてはならない。

(2)第(1)項に違反した者はすべて有罪であり、10 万リング以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処し、さらに長官が該当行為を止めるよう通告を送達してから違反行為が継続された期間に対し 1 日につき 500 リング以下の罰金を処する。

第24条 土壌汚染に関する規定

(1)いかなる者も許可がない限り第 21 条で定められた許容条件に違反し、いかなる土地であってもその土壌または土地表面を汚染するまたは汚染の原因となる、あるいは汚染を可能にしてはならない。

(2)第(1)項の一般性に反し、以下のような行為を行った者は土地土壌または表土を汚染したもとの見なされる。

- (a) 土壌中またはその表面または土壌に連結される場所に液体、気体、固体の何れに関わらず物質を置く、または、
- (b) いかなる土地であってもそこに廃棄物投棄、ごみ捨て場、土壌・岩処分場、汚泥堆積場、廃棄物注入井戸を建設したり、固体または液体の廃棄物を処理または保管するために使用し、人に不快感を与え、地下水に影響し、土壌や土地表面の有益利用に害を与える。

(3)第(1)項に違反した者はすべて有罪であり、10 万リング以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処し、さらに長官が該当行為を止めるよう通告を送達してから違反行為が継続された期間に対し 1 日につき 1000 リング以下の罰金を処する。

第25条 陸水域の汚染に関する規定

(1)いかなる者も許可がない限り第 21 条に定められた許容条件に違反し、環境有害物質、汚染物質または廃棄物を陸水域に放出、排出、堆積してはならない。

(2)第(1)項の一般性を制限することなく、以下の行為を行った者は陸水域へ廃棄物を放出、排出、堆積した

と見なされる。

- (a) いかなる陸水域であろうとその中または表面または水に連結される場所に廃棄物を置く、
- (b) いかなる陸水域であろうとそこに落下、降下、流出、蒸発、侵食、飛散または浸透する、あるいは落下、降下、流出、蒸発、侵食、飛散、浸透する可能性のある場所に廃棄物を置き、承知の上でまたは怠慢から直接、間接に廃棄物がそのような場所に置かれる原因となる、またはそのような事態を引き起こす可能性をつくる、または、
- (c) 該当水域の温度を指定限度を超えて上昇または下降させる。

第26条 (法律 A636 により廃止)

第27条 マレーシア領海への油投棄の禁止

(1)いかなる者も許可がない限り第 21 条で定められた許容条件に違反し、マレーシア領海に油または油混合物を排出または流出してはならない。

(2)第(1)項に違反した者はすべて有罪であり、50 万リング以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処する。

第28条 特別弁明

第 27 条への違反を問われた者はすべて該当の排出や流出は以下の理由で行われたことを証明するための弁明を行わなければならない。

- (a) 船の安全を保障するため、
- (b) 人命救助のため、
- (c) 船の破損の結果であり、流出を防止、阻止または軽減するためのあらゆる妥当な対策は取られた、
- (d) 整備不良が原因ではない漏出の結果であり、漏出を止めるまたは軽減するためのあらゆる妥当な対策は取られた、
- (e) 原油精製の操作により排出された排水を原因とし、排水から油を除去するためのすべての妥当な対策は取られ、マレーシア領海への排出、流出以外の排水処理は現実的でなかった。

第29条 マレーシア領海への廃棄物投棄の禁止

(1)いかなる者も許可がない限り第 21 条で定められた許容条件に違反し、マレーシア領海に環境有害物質、汚染物質または廃棄物を投棄してはならない。

(2)第(1)項に違反した者はすべて有罪であり、50 万リング以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処する。

第 29 条 A 開放燃焼（野焼き）の禁止

(1)本法に反対の記述があったとしても、いかなる者もいかなる施設・事業所であってもそこで開放燃焼を可能にするまたはその原因になってはならない。

(2)第(1)項に違反した者はすべて有罪であり、有罪判決において 50 万リング以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処する。

(3)第(1)項に関し、

「開放燃焼」とは、戸外で発生し煙突や排気管により管理されない焚き火、燃焼、燻すことを意味するが、官報に発表された大臣命令により指定された活動による焚き火、燃焼、燻しは含まれない。

「施設・事業所」には土地も含まれる。

第 29 条 B 開放燃焼に対し責任を負う施設・事業所の所有者または占有者

いかなる施設・事業所であっても開放燃焼が発生した場合、これを管理する施設・事業所の

- (a) 所有者、または
- (b) 占有者が

その反論が証明されない限り第 29 条 A 第(1)項に違反したものとする。

第 29 条 C 弁明

第 29 条 A または第 29 条 B に基づく起訴ではいかなる場合も当該者、施設・事業所所有者または占有者が以下のことを証明する弁明を行わなければならない。

- (a) 開放燃焼は管理外または認知しないところまたは黙認、同意のもとで発生した、あるいは、
- (b) 当該者は、その立場上の責任およびすべての状況を考慮して違反行為を犯さないよう当然取られるべき対応を実行するために、
 - (i) あらゆる妥当な予防対策を取った、または、
 - (ii) 当然なされるべきあらゆる努力を行った。

第30条 原材料または設備の使用を禁止する権限

委員会との協議の上で、大臣は官報で発表された命令により同命令中で指定された分野において、

- (a) いかなる工程、取引または産業活動においていかなる原材料であってもその使用を禁止することができる、
- (b) 銘柄あるいは商標によりいかなる設備または工業プラントであってもその使用を禁止する

ことができる。

第30条 A 物質利用、製品管理および環境ラベルを明示する権限

- (1)委員会との協議の上で大臣は官報で発表された命令により、
- (a) いかなる物質であってもこれを命令に指示された方法により減少、再利用、再生または調整することが義務づけられている環境有害物質に指定することができ、また、
 - (b) いかなる製品であってもこれを販売特定・指定製品に指定し、当該製品が最低限のリサイクル材料を含むよう定め、リサイクルの構成、製造および処分方法の適切な明示を命ずることができる。
- (2)第(1)項に基づき出されたいかなる命令においても環境にやさしいとされる物質または製品の販売に対し、ラベルの使用、デザイン、適用に関する規定を定めることができる。
- (3)第(1)項に基づき出された命令に従わなかった者またはこれを拒否した者はすべて違反により有罪とされ、5万リング以下の罰金または5年以下の禁固またはその併科に処する。

第30条 B デポジット・リベート制度に関する規定を定める権限

委員会との協議の上で大臣は、

- (a) 環境を破壊する、または、
- (b) 環境に悪い圧力となるもの、

と見なされている製品の処理に関し、製品のリサイクルまたは廃棄が環境を損なわない方法で行われることを保証し、製品回収が効率的に行われるためにデポジット・リベート制度のためのガイドラインおよび手続きを定めることができる。

第31条 所有者または占有者に設置、操作、修理等を要求する権限

- (1)乗物、船または施設・事業所が第18条に基づき指定を受けているかどうかに関わらず、乗物、船、施設、事業所あるいは航空機から環境有害物質、汚染物質または廃棄物が廃棄、排出、堆積されるまたはその可能性がある場合、長官は文書により乗物、船、施設、事業所、航空機の所有者または占有者に対し通知に明示した期間内および方法にて以下のことを実施するよう要求することができる。
- (a) 管理設備の設置、操作または追加管理設備の設置、操作、
 - (b) 設備、管理設備の修理、改造、取り替え、
 - (c) 煙突の設置またはその高さの増加、
 - (d) 環境有害物質、汚染物質、汚染物質を含む廃棄物、排水、排気の測定、サンプル収集、分析、記録、報告、
 - (e) 環境リスク調査の実施、
 - (f) 所有者または占有者の費用負担によるモニタリングプログラムの設置、実施、継続、または、
 - (g) 汚染を削減、軽減、拡散、解消、破壊、処分するための対策導入。
- (2)他の条文に反対の記述があっても、長官は通告によりいかなる乗物、船、施設・事業所、航空機であってもその所有者または占有者に対し指定日の特定の期間に環境有害物質、汚染物質または廃棄物を排気、排出、堆積するよう指示し、また所有者または占有者がある取引、産業活動または工程あるいは設備、工業プラントまたは管理設備の操作を行う方法について一般的な指示を与えることができる。
- (3)第(1)項または第(2)項に基づき出された通告に違反した者は有罪であり、2万5000リング以下の罰金または2年以下の禁固またはその併科に処し、さらに第(1)項または第(2)項に基づく通告が送達されてから違反行為が継続された期間に対し1日につき1000リング以下の罰金を処する。

第31条 A 禁止命令、他

- (1)委員会との協議の上で大臣は官報に発表された命令により、あらゆる産業プラントまたは工程の所有者あるいは占有者に対し、無条件または条件付きで、または長官が指定する期間あるいは長官が指定した緩和のための条件が充たされるまで、その継続操業および環境有害物質、汚染物質、廃棄物の排出を止めるための禁止命令を長官が出せる状況を定めることができる。
- (2)大臣は環境、公衆衛生または安全が脅威にさらされている、またはその恐れがあると判断した時、長官に以下の指示を出すことができる。
- (a) 当該者に環境有害物質、汚染物質、廃棄物の放出の原因となっているあらゆる活動を止めるよう要求する命令を出す、
 - (b) 当該者のあらゆる機械、設備、プラントを操作できないようにする。
- (3)第(1)項および第(2)項に違反した者はすべて有罪であり、5万リング以下の罰金または2年以下の禁固またはその併科に処する。

第32条 所有者または占有者による設備の維持と操作

いかなる乗物、船または施設・事業所であってもその所有者または占有者は第18条で指定されているかどうかに関わらず乗物、船または施設・事業所、あるいは航空機に設置された設備や管理設備を良好に維持し、当該設備、管理設備を適切で効率的な方法で操作しなければならない。

第33条 特定状況において被許可者による廃棄物排出等を禁止または管理する権限

- (1)本法の下で環境有害物質、汚染物質または廃棄物を数人が同じ環境部分や要素に排出または堆積することを許可されている場合、長官が各々の被許可者が許可条件を守っていると考えていても、このような廃棄物の総量による全体としての効果は人間の健康、福祉または安全に影響し、動物、鳥、野生生物、魚等の水生生物の存在を脅かすなど環境の部分または要素の条件を悪化させる恐れがあるため、長官は各被許可者に対し指定した方法で指定期間内に該当する排気、排出、堆積を削減するよう求める通告を出すことができる。
- (2)第(1)項に基づき出された通告に違反した者はすべて有罪であり、5万リング以下の罰金または5年以下の禁固またはその併科に処し、さらに第(1)項で定められた通告が送達されてから違反行為が継続された期間に対し1日につき1000リング以下の罰金を処する。

第33条 A 環境監査

- (1)いかなる乗物、船または施設・事業所であつてもその所有者または占有者に対し長官はこれらが第18条で指定されているかどうかに関わらず環境監査の実施を要求し、本法の規則に従い大臣が指定した方法で監査報告を提出するよう要求することができる。
- (2)環境監査の実施とその報告書の提出のために、指示を受けた所有者または占有者は第(3)項に定められた有資格の担当者を雇用しなければならない。
- (3)本条の目的のために、長官は環境監査の実施とその報告書提出を行う有資格者のリストを維持管理しなければならない。

第34条 免除

本法またはその規則に定められた措置を受けることなく汚染問題に関する調査研究を可能にする便宜を図るために長官が当該者の申請を認め、そのような免除を妥当とした場合、長官は文書による通知をもって該当する事業所、設備、工業プラントに対し全面的または限られた範囲で通知に示された期間当該措置を免除することができる。

第34条 A 対象事業による環境影響に関する報告

- (1)委員会との協議の上で大臣は命令により環境に重大な影響を与える恐れのあるすべての事業を対象事業に指定することができる。
- (2)対象事業を実施しようとする者はすべて当該事業の実施が関連承認機関により承認される前に長官に報告書を提出しなければならない。報告書は長官が指定したガイドラインに従い、当該事業が環境に与えるまたはその恐れのある影響の評価および環境への悪影響を防止、減少または管理するために取られるべき対策についての提案を含んでいなければならない。
- (3)長官が報告書を審査し必要な照会をした後で当該報告書が第(2)項の要求事項を充たし、環境への悪影響を防止、減少または管理するために取られるべき対策が十分であると判断した場合、長官は当該報告書を条件付きまたは無条件で承認し、対象事業を実施しようとする者および関連承認機関にその旨報告するものとする。
- (4)長官が報告書を審査し必要な照会をした後で当該報告書が第(2)項の要求事項を充たさず、環境への悪影響を防止、減少または管理するために取られるべき対策が不十分であると判断した場合、長官は当該報告書を承認せず、対象事業を実施しようとする者および関連承認機関にその旨報告するものとする。
ただし、報告書の非承認により当該者が修正を行い、承認を求めて修正報告書を長官に再提出することが妨げられるものではない。
- (5)長官が必要と判断した場合、承認のために複数の報告書を要求することができる。
- (6)対象事業を実施しようとするいかなる者も本条で長官への提出が定められている報告書の提出が行われ、これが承認されるまで当該対象事業を実施してはならない。
- (7)長官が報告書を承認した場合、対象事業実施者はこれを実施する際、報告に付けられた条件（もしあれば）が守られ、環境への悪影響を防止、減少または管理するために提案された対策が対象事業の企画、建設および実施作業の中に組み込まれていることを十分に証明する報告をしなければならない。
- (8)本条に違反した者はすべて有罪であり、10万リング以下の罰金または5年以下の禁固またはその併科に処し、さらに長官が指示した活動に従うよう要求する通知が送達されてから違反行為が継続された期間に対し1日につき1000リング以下の罰金を処する。

第4章 A 指定産業廃棄物管理

第34条 B 指定産業廃棄物の保管、堆積等の禁止

- (1)いかなる者も文書による長官の事前承認がない限り以下の行為を行ってはならない。
 - (a) 特定施設・事業所以外で指定産業廃棄物を土地またはマレーシア領海で保管、堆積または廃棄する、
 - (b) マレーシア領海内または領海外へ指定産業廃棄物を受け取るまたは送る、または受け取らせたり送らせる原因となったり、それを可能にする、

- (c) 指定産業廃棄物を輸送または輸送する原因となったり、これを可能にする。
- (2) 長官は条件付きまたは無条件のいずれかにより文書による承認を与えることができる。
- (3) 本法の目的に沿い、いかなる指定産業廃棄物であってもその受け取り、発送、通過を偽造、虚偽または詐欺行為を通して取得された許可証を用いて行う、または指定された様式の関連文書と何らかの点で一致しない許可証を用いて行った場合はこれを違反行為とする。
- (4) 本条に違反した者はすべて有罪であり、50万リング以下の罰金または5年以下の禁固またはその併科に処する。

第5章 上訴および上訴委員会

第35条 上訴

- (1) 以下の事項を不服とする者はすべて指定期間内に指定の方法により上訴委員会に再審査を請求することができる。
 - (a) 許可証発行または許可証委譲の拒否、
 - (b) 許可証に付随されたあらゆる条件、制約、または制限の賦課、
 - (c) 許可証の廃止、停止または変更
 - (d) 第47条に基づき支払いを要求された金額、
 - (e) 第34条A第(3)項または第(4)項に基づく長官の決定、
 - (f) 第48条第(2)項または第(5)項に基づく長官または担当官の決定。
- (2) 上訴委員会は長官および上訴人の証言を聞いた後適切な命令を出すものとする。

第36条 上訴委員会

- (1) 本法の目的に沿い3名からなる上訴委員会を設置し、このうち1名が委員長をつとめる。(以下、本条中で言及される委員長はこの意味で使う。)
- (2) さらに上訴委員会には副委員長を置き(以下、本条で言及される副委員長はこの意味で使う)、副委員長は委員長が病気、マレーシア連邦に不在またはその他の理由で職務を果たせない時に限りその職務を執行する。このような状況で副委員長が上訴委員会で職務を執行する時、委員長としての権限を執行するものとする。
- (3) 委員長と副委員長は最高裁判所長官がそれ以前の7年間マレーシアの法廷弁護士および事務弁護士をつとめた者またはマレーシア連邦の法曹界に属する者から指名し、官報の告示により最高3年の任期で大臣が任命する。一度任命された者の再任は可能である。
- (4)(a) 委員長は官報の告示で大臣が任命したパネルから2人を上訴委員会の委員として招集することができる。
 - (b) 委員長と副委員長以外の委員の任期は任期終了前に辞職または解任されない限りこれを3年とする。
- (5) 大臣は委員長または副委員長の職またはその他の委員の職を理由を明らかにすることなく解任することができる。
- (6) 上訴委員会の委員は委員会の前に特定の関心事がある場合はそれがいかなるものでもその事実および性質を明示しなければならず、またこの情報は記録され、この委員は該当事項に関連するケースの上訴委員会審議に一切関わらないものとする。
- (7) 上訴委員会のすべての決定は他の2人の委員の意見を考慮した上で委員長が行うものとするが、決定の際理由を明確にすれば委員長は他の2人の委員またはそのいずれかの意見に従う決定をする必要はない。
- (8) 本法に定められた上訴委員会のすべての権限に加え、上訴委員会は上訴に関わる費用の決定またはそれに関するいかなる命令であってもこれを行う権限を持つ。
- (9) 本法の下での上訴審理の手続き規定は、適用できる範囲で下級裁判所規定に従い、委員長はこのような審理を記録しなければならない。
- (10) 委員は大臣が決めた報酬または手当てを受け取る権利がある。

第5章A 税金支払いと環境基金

第36条A 研究税

- (1) 汚染またはその防止に関わるあらゆる分野の研究を実施、推進、調整するために大臣は財務大臣および委員会との協議の上で排出された廃棄物に対する課税および徴収または課税変更あるいは取り消しを命じることができる。
- (2) 第(1)項に基づく命令はすべて以下の事項を含む。
 - (a) 排出された廃棄物の量および構成等に応じたタイプごとに異なる税額、
 - (b) 長官が定める税金徴収方法、
 - (c) 個人または個人のタイプに従う課税控除、あるいは研究目的以外で排出される廃棄物に対す

る課税控除。

(3)本条の下で徴収された税金は第 36 条 B に基づき設立された基金に支払われるものとする。

第 36 条 B 環境基金の設立

(1)環境基金と称する基金を設立し、連邦連結基金内の信託口座として機能するものとする。

(2)基金は以下のように構成される。

- (a) 定期的に政府から提供される資金、
- (b) マレーシア内外から受領される寄付金、
- (c) 第 36 条 A に従い課されたまたは徴収された税金として長官に支払われた金額あるいは長官が受領した金額、および、
- (d) 第 36 条 D に従い支払われたまたは受領された金額。

第 36 条 C 環境基金理事会

(1)基金を管理するために環境基金理事会と称する理事会を設置するものとする。

(2)理事会は以下の構成員で構成される。

- (a) 議長をつとめる長官、
- (b) 大臣が任命する高級環境官 2 名、および、
- (c) 大臣が任命する公務員 2 名。

(3)長官が不在の会合を開くことはできない。

(4)理事会の定足数を 3 名とする。

(5)本法に従い理事会は独自に議事進行方法を決定することができる。

第 36 条 D 基金への寄付

大臣は委員会との協議の上で、

- (a) 石油の探査、抽出、精製、製造、大量輸送、配送または保管、
- (b) 環境有害物質の製造、大量輸送、配送または保管、
- (c) 廃棄物の大量輸送または保管。

のすべての従事者に対し、大臣が定める額を基金に寄付するよう求めることができる。

第 36 条 E 基金の適用性

基金は以下のような目的で運営される。

- (a) 汚染またはその防止に関わるあらゆる面の研究を実施、推進および調整する、
- (b) 廃棄物のリサイクル、または汚染の除去、拡散、破壊、清浄、処分または緩和、
- (c) 次の現象の防止または対応 -
 - (i) 油の流出、排出または投棄、
 - (ii) 環境有害物質の排出、廃棄または投棄、
 - (iii) 廃棄物の排出、廃棄または投棄、および、
- (d) 上記(c)の(i)、(ii)、(iii)に記された現象を原因とするあらゆる被害に対する保全対策を奨励する。

第 6 章 雑則

第37条 所有者または占有者による情報提供

(1)長官は通知により乗物、船、施設・事業所または航空機の所有者または占有者に対し通知の中で指定された期間内に以下の事項に関し情報を提供するよう求めることができる。

- (a) 乗物、船、施設・事業所または航空機の所有権、
- (b) 乗物、船、施設・事業所または航空機で見つめられた原料、環境有害物質、または工程、設備、管理設備、工業プラントの使用について、
- (c) これらから排出されるまたはその可能性のある環境有害物質、汚染物質または廃棄物、
- (d) 原料、環境有害物質の使用または工程が引き起こす可能性のある環境リスク。

(2)長官の質問に回答または情報を提供するよう求められながら要求された質問への回答または情報提供を怠る、または虚偽あるいは何らかの誤解を与える回答や情報を与えた者はすべて有罪であり、2000 リング以下の罰金または 6 ヶ月以下の禁固またはその併科に処する。

第38条 制止、進入、捜査等の権限

(1)長官または長官が文書により正式に権限を与えた担当官が本法に対する違反行為があったと見なすまたはその根拠となる証拠を持ち、違反を調査するために必要であるとした場合、乗物、船、施設・事業所が第 18 条による指定を受けているかどうかに関わらず令状無しでいかなる乗物、船、航空機を制止、乗車および捜査あるいは施設・事業所に入ることができ、さらに、

- (a) あらゆる設備、コンピューターまたは工業プラントを検査、調査、押収、差押さえる、
- (b) 以下に関連する正式文書録、記録、許可、認可、証明書または文書を検査、調査、押収、差

- 押さえる、
- (i) 設備または工業プラントの機能や使用、
 - (ii) 環境有害物質、汚染物質または廃棄物、または、
 - (iii) 本法またはその他の成文法の下で乗物、船、航空機での運搬が義務づけられているもの、
 - (c) あらゆる指定産業廃棄物または環境有害物質および指定産業廃棄物または環境有害物質の運搬に使用された乗物または船を検査、調査、押収、または差押さえる、
 - (d) 必要な場合、船、設備、装置、保管所および貨物輸送の調査および立ち入り検査を行う、
 - (e) 押収または差押えられた正式文書録、記録、文書を複写し、またはその一部を取り出す、
 - (f) 乗物、船、施設・事業所または航空機内で実施される取引、産業活動または工程で使用されたまたはその可能性がある、あるいは通常使用される物質、原料、物を調査、検査またはそのサンプルを取る、
 - (g) 乗物、船、施設・事業所または航空機から排気、排出、堆積される、または排気、排出、堆積される可能性のある環境有害物質、汚染物質または廃棄物のサンプルを取る、

ことができる。

第38条 A 事情聴取を行う権限

- (1) 長官または本法の下で捜査を実行するよう文書により長官から正式な権限を与えられた担当官は当該ケースに関する事実および事情に精通している者を口頭にて尋問することができ、その供述を文書にまとめるものとする。
- (2) 第(1)項に記された者は長官または文書による正式権限を与えられた担当官に対し当該ケースに関するすべての質問に答えなければならない。
ただし、その回答が刑法上の罪、罰則あるいは罰金につながる場合は回答を拒否することができる。
- (3) 本条に従い尋問調書を作成する者はそれが尋問に対する回答全部であるか一部であるかに関わらず、事実を記述する法的義務がある。
- (4) 長官または文書により長官から正式権限を与えられた担当官は、第(1)項に基づく尋問を行う時、最初に当該者に第(2)項および第(3)項の条文を伝えなければならない。
- (5) 本条に基づき行われた供述は、可能な限り調書にまとめられ、供述が行われた言語で書かれた調書が読み上げられ供述者による訂正が行われた後、供述者の署名または拇印が加えられなければならない。供述者が尋問調書への署名または拇印を拒否した場合、長官または文書による正式権限を与えられた担当官は拒否の事実ともしあれば尋問を受けた者が述べたその理由を記述し署名しなければならない。

第39条 通告の送達

- (1) 本法またはその規則により要求されたまたは承認を受けたあらゆる通告、命令、召喚または文書はいかなる者に宛てられる場合も以下の方法で送達されるものとする。
 - (a) 本人宛てまたはその成人家族あるいは使用人に届ける、
 - (b) 受取人の通常または最新住所または勤務先住所に宛名を明記した封筒に入れて預ける、
 - (c) 料金支払い済みの書留めで受取人の通常住所、最新住所または勤務先に送付する。
- (2) いかなる施設・事業所の所有者または占有者に送達されるべき本法またはその規則に基づき要求されたまたは承認を受けた通告、命令、召喚または文書は当該施設・事業所の「所有者」または「占有者」と記述されていればそれ以上の記述がなくても適切な宛名と見なされる。
- (3) いかなる施設・事業所の所有者または占有者に送達されるべき本法またはその規則に基づき請求されたまたは承認を受けた通告、命令、召喚または文書は原本または正確な複写を施設、事業所にいる成人職員に届ける、または事業所にそのような信頼できる者がいない場合は通告、命令、召喚または文書を事業所の目立つ場所に貼り付けることにより送達されたものとする。

第40条 証拠

- (1) 本法に基づく効力または目的に従い準備、発行、送達されたいかなる文書の内容も、反論が証明されない限り正しいとされ、本法の下で発行された許可を示すいかなる正式文書録も当該許可の発行、発行されなかった事実、または有効期限を証明する一応証拠となる。
- (2) 他に矛盾する法律があったとしても、本法またはその規則に基づくあらゆる訴訟において、施設・事業所または特定施設・事業所に占有者を置く目的を示す土地税徴税官の署名入り証明書はその反論が証明されない限り同記述事項の証拠とされる。
- (3) 本法またはその規則に対する違反行為のあらゆる訴訟において、当該者が特定期日または特定期間に許可を受けたかどうか、または許可は特定の条件、制限、制約の対象になっていたか、あるいは許可が特定期間停止されたかを証明する必要がある場合、当該者が特定の日または期間に許可を受けていたか否か、または当該者に発行された許可は条件、制限、制約の対象か、または該当許可は該当期間に停止されていたかを記述した長官の署名入り文書による証明がそこに記述された事実の証拠となり、長官は反対尋問の実施および問題とされている特定事項が記された通知を 10 日前に送達されていない限り、尋問を受けることはないものとする。

第41条 罰則規則がない場合

本法またはその規則に定められた規定を懈怠、またはその順守を無視、およびこれに反して行われた行為または行われようとした行為、あるいは本法またはその規則に基づき発行された許可の条件および制約に違反した場合はすべて本法への違反であり、違反に対する罰則が特にない場合、違反者は1万リング以下の罰金または2年以下の禁固またはその併科に処する。

第42条 未遂および煽動

本法またはその規則に基づき罰することが可能な違反行為を図った者またはそのような違反行為を煽動した者はすべてこのような違反に対し設けられた罰則による刑罰を受けるものとする。

第43条 組織、使用人、代理人による違反

(1) 会社、企業、団体または複数の個人からなる組織が本法またはその規則に違反した場合、違反行為が行われた時に会社、企業、団体または複数の個人からなる組織の理事、経営者または類似の管理職または共同経営者だった者、またはそのような権限を持って行動すべきと見なされている者は、違反が自身の同意または黙認なく行われたこと、および違反行為を止めるために立場上および状況から判断して可能な限りのことを行ったと証明できない限り有罪となる。

(2) 法廷において事務職員、使用人または代理人が職務実施中に本法およびその規則に違反する行為を行ったと証明された場合、その上司は違反が自身の把握外または同意なく行われ、違反防止および条項順守のための可能な限りの措置を取ったことを証明できない限り違反の責任を負い、その罰則を処せられるものとする。

ただし、当該事務職員、使用人または代理人が違反行為を行ったことが証明された場合、本条中のいかなる部分も当該者が本法またはその規則に定められた罰則を受ける義務を免除するものではない。

第44条 起訴

検事長の書面による同意がない限り、本法またはその規則に対する違反を起訴することはできない。

第45条 違反に対する反則金

(1) 長官またはすべての副長官、または長官が文書により権限を委任したその他すべての公職者あるいは自治体は、大臣が反則金の対象に指定した本法またはその規則への違反について、違反行為に関し根拠のある疑いを持たれた者から2000リング以下の反則金を受領することにより行政処分を終了することができる。

(2) 大臣は違反を反則金により処理する場合の方法と手順を定めた規定を定めることができる。

第46条 控訴裁判所および第1級治安刑事裁判所の管轄

他の成文法に逆の記述があつたとしても、西マレーシアの控訴裁判所または東マレーシアの第1級治安刑事裁判所は本法への違反を管轄し、このようないかなる違反に対しても十分な刑罰を与える権限を持つものとする。

第46条 A 乗物または船を差押さえる権限

本法に基づきいかなる審理においても大臣は本法またはその規則に違反して廃棄物の運搬または廃棄に使用された乗物または船を本法に基づく措置が明らかになるまで差押さえることができる。

ただし、大臣は差押さえた乗物または船の価値に十分に値する保証金または担保を提供された場合、これを解放することができる。

第46条 B 没収および処分の権限

本法に基づき差押さえられた乗物または船が違反行為に使用されたことが法廷において十分証明された場合、法廷が指定する方法で乗物または船を没収し、処分することを法廷が命じるものとする。

第46条 C 乗物または船の押収または没収

(1) 本法の下で乗物または船が押収され、押収期日から1ヵ月以内に起訴が行われなかった場合、それ以前に第(2)項、第(3)項、第(4)項に定められた方法で文書による請求が行われないう限り、同期間の終わりにこれを没収するものとする。

(2) 第(1)項に記された乗物または船の所有者でありこれが没収されるべきでないとして主張する者はすべて、本人または文書により権限を委託された代理人が、乗物または船を管理する長官から文書による正式権限を与えられた担当官に、乗物または船の返還を請求する内容の通知を提出するものとする。

(3) 第(2)項に記された通知を受領した時、長官から正式権限を与えられた担当官はこの請求を長官に伝達し、長官が同担当官に控訴裁判所裁判長の決定を求めるよう指示を与えるものとする。

(4) 第(3)項に基づき当該事項を受けた控訴裁判所裁判長は、乗物または船の所有者であると主張する者および直接押収を受けた者に控訴裁判所に出頭するよう召喚し、彼らの出席または欠席において召喚状が正しく送達されたことが確認された後、控訴裁判所はこれを審理し、本法に対する違反が行われ、乗物または船は違反に関与または違反に使用されたことが証明された時、乗物または船を没収、証拠がない場合はその返還を命じるものとする。

(5) 本条の下で没収されることになった、または没収された乗物または船は長官に引き渡され、長官によって以下のように処分されるものとする。

- (a) 控訴裁判所裁判長の指示に従う、
- (b) 長官が適切と考える方法に従う。

第 46 条 D 適切な理由を欠く押収以外の押収による費用または損害はないこと

本法の下で認められた権限行使により押収された乗物または船に関する法廷でのいかなる審理においても、押収が正当な理由なく行われた場合でない限り、押収された乗物または船の返還命令あるいはその価値の支払い以外に当該者が審理の費用、損害またはその他の補償を求める権利はないものとする。

第 46 条 E 財産の喪失または損害に対する補償

本法またはその規則に対する違反により有罪となった後当該者に対し違反の罰則を処する他に、実行された違反行為または懈怠から生じた違反行為のために他者が財産の喪失または損害を被ったと認められた場合、法廷は有罪判決を受けた当該者に他者に対し生じた費用および経費または財産の喪失または損害への補償、その他法廷が適当と認めた費用の支払いを命じることができる。

第 47 条 費用および経費回復の権利

(1) 本法またはその規則に違反した者によって環境の部分または要因が汚染された場合、長官は汚染を除去、拡散、破壊または緩和するために必要な措置を取り、またこれらに関連して生じたすべての費用および経費を当該者から回復することができる。

(2)(a) 長官が証明書中で名前を挙げた者が汚染の責任を負うとした場合、そのような証明書は本条に基づく訴訟における一応の証拠とされる。

(b) 第(1)項で要求された作業のすべてまたは一部を実施するために生じた額を記した長官の証明書は支払われるべき決定金額の証拠であり、他の法廷での上訴または審理対象にはならない。

(3) このように当該者により支払われるべき金額の全額または一部は当該者の財産または利権に対する優先請求とされる。

(4) 第 27 条および第 29 条で定められた油または油混合物または廃棄物の排出または流出に対し以下のように規定する。

(a) いかなる船または複数の船からの油または油混合物または廃棄物の流出に関し、そのような船の所有者が責任を負い、また対象となる船すべての所有者が連帯してあるいは個別に責任を負うものとする、

(b) 油、油混合物または廃棄物を陸上のある場所から船に運搬するために使用された装置からの流出の場合は、それがいかなるものであっても装置の管理責任者およびその雇用者が連帯して、または個別に責任を負うものとする、

(c) 陸上での流出に関しては、その土地の占有者が責任を負うものとする。

第 48 条 乗物または船を差押さえおよび売却する権限

(1) 油または油混合物または指定産業廃棄物の排出または流出が乗物または船を発生源であると確信する理由を長官が有す場合、その乗物または船を差押さえることができ、所有者が油または油混合物または指定産業廃棄物を除去あるいは排除するための費用や経費に十分見合うと長官が認めた金額を政府に支払うかそれを保証するまで、乗物または船は差押さえられるものとする。

(2) 差押さえられた乗物または船が返還される前に移動された場合、所有者または船長あるいは乗物または船を移動する原因となった者は有罪であり、5 万リング以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処する。

(3) 乗物または船の所有者が油または油混合物または指定産業廃棄物を除去するための費用および経費を支払えない場合、長官は法廷に対し乗物または船を売却し、その収益を油、油混合物、指定廃棄物を除去するための費用、経費に充てるよう申請することができる。

第 48 条 A 乗物の検査実施およびその使用を禁止する権限

(1) 長官または文書により長官から正式に権限を与えられた担当官は、使用中のいかなる乗物であってもこの中に入り検査を行うことができ、この目的のためにいかなる乗物に対してもこれを停止し、検査に必要な期間差押さえ、運転者に検査のために他の場所への移動を要求、および所有者の負担で本法およびその規則の条項が守られているか否かを明確にするために必要だと長官または担当官が考える試験および検査を実施することができる。

ただし、いかなる乗物も本条の下では 48 時間を超えて差押さえること、または特別な場合として長官が文書で承認した期間を超えて差押さえすることはできない。

(2) このような検査において長官または担当官が当該の乗物に欠陥がありそのため本法またはその規則に違反するあるいはその可能性があると考えた場合、この使用を禁じることができる。

ただし、長官または担当官が欠陥が 10 日以内に修理可能であると考えた場合、使用禁止はこの期間が経過する前に実行することはできない。

(3) 第(2)項の下で長官または担当官が乗物の使用を禁じた場合、ただちにこのような禁止を文書により乗物の登録所有者およびその責任者に通知しなければならない。

- (4) 第(2)項の但し書に記された欠陥を理由に使用禁止を受けた場合、第(3)項に基づき出される通知には担当官が欠陥修理にかかると考える期間が明記され、乗物の登録所有者または責任者に対し通知に指示された都合の良い時間と場所に従い検査のために乗物を提出するよう要求することができる。
- (5) 第(2)項に基づき出され発効した禁止命令は、長官または文書により長官から正式権限を与えられた担当官が当該乗物が使用に適すと認められた時、取り消すことができる。
- (6) 長官または担当官が禁止命令を取り消す場合、当該の乗物の登録所有者にこれが撤回または取り消されたことを通知しなければならない。
- (7) 長官または担当官は文書による通知で都合の良い期日と場所を指定し、検査のために当該乗物に関連する書類の提出を求めることができる。
- (8) いかなる者も本条を順守しなかった、または第(2)項に基づく当該乗物に関する禁止命令が有効である期間にこれを使用または使用を可能にした場合有罪となり、5000 リンギ以下の罰金または 1 年以下の禁固またはその併科に処する。

第 48 条 B 支援

長官または長官から正式権限を与えられた担当者は環境への汚染または切迫した汚染の脅威に際し、いかなる者に対してもその支援を要請することができる。

第 49 条 委任

- (1) 長官は許可証発行、違反の調査、本法執行に関し本法で定められた権限、義務および職務を命令により公職者、政府機関、自治体または長官が任命した委員会に委任することができる。
- (2) 長官がその権限を政府機関、自治体または委員会に委任した場合それがいかなる権限であっても当該政府機関、自治体の担当官または委員会委員は長官が行使できる権限と同等の権限を行使することができる。
- (3) 本条は環境保護および本法施行に対する長官のいかなる責任も除外するものではない。
- (4) いかなる時であっても長官は委任を無効または変更することができる。

第 50 条 機密

本法またはその規則を施行または執行する際に得た特定の取引、産業活動または工程実施に使用される製造工程または取引上のいかなる機密に関する情報であってもこれを公開した者は、その情報公開が本法またはその刑事訴訟のため、あるいは取引、産業活動または工程の運営者の同意を得ている場合を除き有罪であり、1 万リンギ以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその併科に処する。

第 51 条 規則

- (1) 本法のその他すべての条文に含まれるあらゆる権限に加え、またこれらを低下させることなく、長官は委員会との協議の上で以下の規則またはこれに関連する規則を定めることができる。
 - (a) 本法またはその規則に基づき与えられる許可または承認への申請が行われる場合、その条件となるものの設置または設置提案に関する計画、詳述、情報を審査するための手数料、
 - (b) 公表された環境政策を実施するための基準または指標、または環境保護および有益利用保護に関する区分を指定する、
 - (c) 物質、行動または事物が健康にとって有毒、有害、不快、危害を加えるもの、または本法に含まれるその他の記述に該当する場合を決定するための基準または指標を定める、
 - (d) 液体、固体、気体のどのような形態であっても物質を環境に排出、排気、堆積することを禁止、また特定の燃料の使用を禁止または規制する、
 - (e) 大気環境基準および排出基準を指定し、大気中に存在するまたは排出されうる物質の許容最大濃度を定める、
 - (ee) 水質環境基準および排出基準を指定し、いかなる排出源であろうとそこから陸水域に排出される最大許容量を一般的にまたは特定の水域に対し定める、
 - (f) 汚染を引き起こす可能性のある設備、装置、乗物の使用を禁止し、汚染を防止または最小限に抑制するためにこれらの建設、設置または運転を規制する、
 - (g) 汚染警告や警報を出すことを要求する、
 - (h) 廃棄物またはその他の可燃物の開放燃焼（野焼き）を禁止または規制する、
 - (i) 陸上または地下における固形または液体廃棄物の処分場建設を規制する、
 - (j) 不快な騒音を定義し、騒音の許容基準を指定する、
 - (k) 健康に害を与える恐れがあるため、または汚染を防止するために、水域内またはその周辺での沐浴、水泳、ボートまたはその他の水に関わる活動を禁止または規制する、
 - (l) 本法によりその指定を承認、要求または許可された物質または事項、または本法を執行するために必要または好都合な物質または事項について、
 - (m) (法律 A636 により廃止)
 - (n) (法律 A636 により廃止)
 - (o) (法律 A636 により廃止)

- (p) 油または油混合物の取り扱い、保管、使用に従事する者すべてに対し、油または油混合物のマレーシア領海への排出または流出に関する報告を要求する、
 - (q) 油または油混合物の取り扱い、保管、使用に従事する者すべてに対し、作業中マレーシア領海への油汚染が発生した場合これに対応するために必要な物質、もの、機具を保管しておくよう要求する、
 - (r) (法律 A636 により廃止)
 - (s) (法律 A636 により廃止)
 - (t) 環境監査、監査報告書および第 18 条により乗物、船、施設・事業所が指定されているかどうかに関わらずこれらまたその操作、操業方法に関する環境監査を実施する際に長官を補佐する有資格担当者の任命を管理し、徴収すべき手数料を定める、
 - (u) あらゆる環境有害物質の製造、保管、輸送または利用、使用、環境への排気、排出または堆積を禁止または規制する、
 - (v) 環境リスクを評価、管理、減少または解消するための対策を規定する、
 - (w) あらゆる設備または管理設備を維持および操作する有資格者の能力管理を行う。
- (2)このような規則はすべて、規則の策定前、策定時、策定後に時間、場所、人または状況が限定される、あるいは確定できるかどうかに関わらず、時間、場所、人または状況に関して一般的に適用される場合も制限を設けて適用される場合もある。

参考資料 2
1989 年指定産業廃棄物に関する環境規則

1989年指定産業廃棄物に関する環境規則

1974年環境法の第21条及び第51条で定められた権限を執行し、大臣は環境委員会との協議の上で以下の規則を制定する。

1. 通称及び開始

本規則は、1989年指定産業廃棄物に関する環境規則と通称され、1989年5月1日をもって発効する。

2. 解釈

(1)本規則では、文脈に断りがなく、

「請負業者」とは、廃棄物排出者の施設・事業所外で指定産業廃棄物の取り扱い、移動または保管を行う者を意味する。

「不適合指定産業廃棄物」とは、第四指定で指定され、混合された場合に発熱、発火、爆発または有毒物質発生など有害な状況を導く廃棄物を意味する。

「特定施設」とは、1989年指定産業廃棄物処理・処分設備に関する環境命令で指定を受けた施設である。

「現場処理設備」とは、指定産業廃棄物焼却炉または土地処理設備の他に廃棄物排出者の敷地内に設置され当該施設・事業所から排出された指定産業廃棄物のみを処理する設備である。

「指定産業廃棄物」とは、第一指定の廃棄物カテゴリーに含まれるすべての廃棄物を意味する。

「廃棄物排出者」とは、指定産業廃棄物の排出者すべてを意味する。

(2)本規則で定義されていない用語や表現は環境法及び1989年指定産業廃棄物処理・処分設備に関する環境命令で使われている意味と同じとする。

3. 指定産業廃棄物排出に関する届け出

(1)いかなる指定産業廃棄物であってもこれを排出する場合は長官に文書で届け出なければならない。

(a) 本規則発効後に排出された廃棄物に関しては、排出後1ヵ月以内、

(b) 本規則発効前に排出された廃棄物に関しては、本規則発効後3ヵ月以内。

(2)廃棄物排出者のプラントで実施される作業の変更の結果、新たに排出されるまたはその可能性のある廃棄物の新しいカテゴリーや量を排出者は遅延なく長官に届け出なければならない。

(3)上記(1)及び(2)の規定で定められた届け出は第二指定で指定された様式に従うものとする。

4. 指定産業廃棄物の処分

(1)指定産業廃棄物は特定施設のみで処分されるものとする。

(2)指定産業廃棄物は、現実的な範囲で、処分前に有害性を取り除くものとする。

5. 指定産業廃棄物の処理

指定産業廃棄物は特定施設または現場処理設備でのみ処理されるものとする。

6. 最も現実的な方法による指定産業廃棄物排出削減

すべての廃棄物排出者が排出する指定産業廃棄物は最も現実的な方法を用いて現実的な範囲で最大限削減されなければならない。

7. 廃棄物排出者の責任

すべての廃棄物排出者は各自が出した指定産業廃棄物が、必ず、現場にて適切に保管、処理され、あるいは処理または処分のための特定施設への配送及び当該施設での受取りが適切に行われるようにしなければならない。

8. 指定産業廃棄物の保管

(1)指定産業廃棄物は環境への指定産業廃棄物流出または漏出を防ぐことができるよう耐久性のあるコンテナに保管されなければならない。

(2)指定産業廃棄物のコンテナは識別と警告のために第三指定に従うラベルを貼付しなければならない。

(3)不適合性指定産業廃棄物は別々のコンテナに保管されなければならない。

(4)コンテナの保管場所は環境への指定産業廃棄物流出または漏出を防ぐことができるよう十分配慮してデザイン、建設、維持管理が行われなければならない。

9. 廃棄物排出者による指定産業廃棄物目録作成の義務

廃棄物排出者は、第五指定に従い、排出、処理、処分された指定産業廃棄物の量とカテゴリーに関し正確で最新の目録を備えていなければならない。

10. 廃棄物排出者、請負業者、特定施設占有者が提供すべき情報

(1)廃棄物排出者は第六指定の第I部に記入し、これを6部用意してこのすべてを指定産業廃棄物が送られる請負業者に渡さなければならない。

(2)請負業者は、廃棄物排出者から指定産業廃棄物を受け取った時、同廃棄物排出者から渡された第六指定の用紙全6部すべての第II部に記入し、ただちにこのうちの2部を廃棄物排出者に戻し、当該排出者がそのうち一部を長官に提出するものとする。

(3)請負業者は、特定施設に指定産業廃棄物を配送する時、その占有者に第六指定の残り4部を渡さなければ

ばならない。

- (4) 特定施設占有者は、請負業者から指定産業廃棄物を受け取る時、同請負業者から受け取った第六指定の残り 4 部すべての第 III 部に記入し、一部を手元に残し、その他を請負業者、廃棄物排出者、長官に各一部戻さなければならない。
 - (5) 上記(4)の規定で定められた第六指定の廃棄物排出者分を、排出者が、上記(1)の規定に従い指定産業廃棄物が請負業者に届けられた日から 30 日以内に特定施設占有者から受け取れなかった場合、当該排出者はただちに長官に届け出、調査を行い、その結果を長官に報告しなければならない。
11. 情報添付の上で廃棄物排出者の施設外に輸送される指定産業廃棄物
- (1) すべての廃棄物排出者は、請負業者に配送される指定産業廃棄物の各カテゴリーに関し第七指定に従い情報を提供し、当該指定の通知を廃棄物配送時に請負業者に渡さなければならない。
 - (2) 廃棄物排出者は請負業者に第七指定の目的と使用について説明しなければならない。
 - (3) 請負業者は輸送される指定産業廃棄物の各カテゴリー別の第七指定を携帯し、記述されている説明を守り、従わなければならない。
 - (4) 請負業者は、輸送経路を選択する際、可能な限り人口密集地域、取水地域、その他環境配慮が必要な地域を避けなければならない。
 - (5) 請負業者は、指定産業廃棄物の取り扱い、輸送、保管に従事する職員すべての研修を行わなければならない。
 - (6) 請負業者は、研修期間中、各職員が第七指定の目的と使用に関し十分に情報を得られるよう尽力しなければならない。
12. 流出または事故による排出
- (1) 指定産業廃棄物のいかなるものであっても流出または事故による排出が発生した場合は、廃棄物の管理責任を負う請負業者はただちに長官に報告しなければならない。
 - (2) 請負業者は流出または事故による排出を制限、清浄、軽減し、流出または事故による排出に関わる物質を回収するようあらゆる現実的手段を取らなければならない。
 - (3) 廃棄物排出者は、上記(2)の規定に記された清浄作業に対し専門知識と支援を提供しなければならない。
 - (4) 請負業者は、環境への流出や事故による排出が与える影響を明らかにするために、長官が定める期間研究を行わなければならない。
13. 違反に対する反則金
- (1) 本規則に対する懈怠または順守無視、または違反行為あるいは違反を目的とした行為等のすべての違反は、環境法第 45 条に従い反則金により処理することができる。
 - (2) 上記(1)の規定に記された反則金の支払いは、1978 年違反に対する反則金に関する環境規則で指定された手続きに従うものとする。

| | |
|------|-------------------------------|
| 第一指定 | 指定産業廃棄物の種類を示した付表 |
| 第二指定 | 指定産業廃棄物の発生通知書書類の様式を示した付表（略） |
| 第三指定 | 指定産業廃棄物に貼付するラベルの様式を示した付表（略） |
| 第四指定 | 不適合指定産業廃棄物の種類を示した付表（略） |
| 第五指定 | 指定産業廃棄物目録の様式を示した付表（略） |
| 第六指定 | 引き渡し状の様式を示した付表（略） |
| 第七指定 | 指定産業廃棄物の情報通知に関する必要事項を示した付表（略） |

第一指定 指定産業廃棄物の種類を示した付表
指定産業廃棄物

非特定源からの指定産業廃棄物

1. 鉱物油及び油で汚染された廃棄物
 - N011 産業機械の潤滑油として使用された使用済みの油またはグリース
 - N012 プラスチック射出成型機、タービン及びダイカスト機等の機械類から出る使用済みの駆動油
 - N013 冷却材として使用された使用済みの油と水のエマルジョン
 - N014 オイルタンカーのスラッジ
 - N015 パラスト水のような油と水の混合物
 - N016 貯油タンクからのスラッジ
2. ポリ塩化ビフェニル (PCB) またはポリ塩化トリフェノール (PCT) を含有する廃棄物
 - N021 PCB または PCT で汚染された使用済みの油
 - N022 PCB または PCT を含有するか、あるいはそれらで汚染された電気器具またはパーツの廃物
 - N023 PCB または PCT で汚染された容器
3. ハロゲンまたは硫黄を含有する塩化メチレン、1,1,1-トリクロロメタン、パークロロエチレン及び硫化ジメチル等の使用済み有機溶剤
 - N031 クリーニング及び脱脂工程から出る使用済みのハロゲン系溶剤
4. 有機ハロゲンまたは硫黄の化合物を含有しないトルエン、キシレン、テレピン油及びケロシン等の使用済み芳香族有機溶剤
 - N041 洗浄、クリーニング及び脱脂工程から出る使用済みの芳香族有機溶剤
5. 有機ハロゲンまたは硫黄を含有しないアセトン、ケトン、アルコール、クレンジング・ベンゼン及びジメチル・ホルムアミド等の使用済みの非芳香族有機溶剤
 - N051 洗浄、クリーニング及び脱脂工程から出る使用済み非芳香族有機溶剤
6. 油、脂肪及び溶剤を含有している可能性のある、ハロゲン化溶剤の回収から出る残留物
 - N061 ハロゲン化溶剤の回収から出る残留物
7. 油、脂肪及び溶剤を含有している可能性のある、非ハロゲン化溶剤の回収から出る残留物
 - N071 非ハロゲン化溶剤の回収から出る残留物
8. 水銀化合物を除く、ベンゼンと混合されている可能性のある使用済みの有機金属化合物
 - N081 アンチノック化合物とガソリンとの混合から出るテトラエチル鉛、テトラメチル鉛及び有機化合物を含め、有機金属化合物
9. 有機酸、溶剤または塩化アンモニウムの混合物を含有している可能性のある融剤廃棄物
 - N091 金属処理工程の融剤槽から出る融剤廃棄物
10. シアン化物を含有しない貴金属を含有している可能性がある使用済みのアルカリ水溶液
 - N101 金属またはプラスチックの表面処理工程から出る使用済みのアルカリ水溶液
 - N102 織物原料の漂白工程から出る使用済みのアルカリ水溶液
11. シアン化物と含有し重金属を含有している可能性がある使用済みのアルカリ水溶液
 - N111 金属またはプラスチックの表面処理工程から出る使用済みのアルカリ水溶液
12. 使用済みのクロム酸水溶液
 - N121 金属またはプラスチックの表面処理工程から出る使用済みのクロム酸水溶液
 - N122 革なめし工程から出る使用済みのクロム酸水溶液
13. 重金属を含有している可能性のある、クロム酸溶液以外の無機酸水溶液
 - N131 金属またはプラスチックの表面処理工程から出る使用済みの酸水溶液
 - N132 産業設備のクリーニングから出る使用済みの無機酸水溶液
14. フィルム処理または乾板製作から出る使用済みの水溶性廃棄物または廃棄された写真関係の廃棄物
 - N141 フィルム処理または乾板製作から出る使用済みの水溶性廃棄物または処分された写真関係の廃棄物
15. クロム、銅、ニッケル、亜鉛、鉛、カドミウム、アルミ、錫等のうち1種類以上の金属を含有する水酸化金属スラッジ
 - N151 廃物処理システムから出る水酸化金属スラッジ
16. シアン化物を含有するメッキ槽のスラッジ
 - N161 金属仕上げ工程から出るシアン化物を含有するメッキ槽のスラッジ
17. シアン化物を含有する使用済み塩
 - N171 熱処理工程から出るシアン化物を含有する使用済み塩
18. 有機溶剤を含有するか否かにかかわらず、インク、塗料、顔料、ラッカーのスラッジ

- N181 溶剤型塗料の塗料廃棄物の溶剤回収から出る塗料のスラッジ
- N182 溶剤型インクの廃棄物の溶剤回収から出るインクのスラッジ
- N183 溶剤型ラッカーの廃棄物の溶剤回収から出るラッカーのスラッジ
- N184 塗料の排水処理システムから出る塗料のスラッジ
- N185 インクの排水処理システムから出るインクのスラッジ
- N186 顔料の排水処理システムから出る顔料のスラッジ
- 19. 有機溶剤を含有する印刷用インク、塗料、顔料、ラッカー、またはワニス
 - N191 廃棄されるかまたは規格外のインク、顔料及び塗料製品
- 20. 鉛、カドミウム、銅、亜鉛、クロム、ニッケル、鉄、バナジウム及びアルミ等のうち1種類以上の金属の硫酸塩を含有する可能性のある、スラッジ、ダスト、スラグ、ドロス及び灰
 - N201 金属精錬工程または排ガス集塵装置から出るドロス、スラグ、灰、ダスト
 - N202 ハンダ付け工程から出るドロス
 - N203 酸洗液の回収から出る残留物
 - N204 排水処理システムの酸化物または硫酸塩のスラッジ
- 21. 使用済みまたは廃棄される強酸またはアルカリ
 - N211 ph2 以下の使用済みまたは廃棄される酸
 - N212 ph12.5 以上の使用済みまたは廃棄されるアルカリ
- 22. 使用済みの酸化剤
 - N221 使用済みの酸化剤
- 23. 漏出した化学廃棄物または指定産業廃棄物を清掃した結果生じた汚染土、汚水または汚染物
 - N231 漏出した化学廃棄物または指定産業廃棄物を清掃した結果生じた汚染度、汚水または汚染物
- 24. 化学的に安定化されるかまたはカプセルに封入されることにより、固定化された指定産業廃棄物
 - N241 固定化された指定産業廃棄物
- 25. 生菌ワクチン及び興奮剤を除いた、廃棄される医薬品
 - N251 生菌ワクチン及び興奮剤を除いた、廃棄される医薬品
- 26. 病原性及び医療廃棄物並びに検疫隔離物
 - N261 病原性及び医療廃棄物並びに検疫隔離物
- 27. 危険物を含有する容器及び袋
 - N271 シアン化物、砒素、クロムまたは鉛の化合物または塩で汚染された使用済みの容器及び袋
- 28. 指定産業廃棄物の混合物
 - N281 指定産業廃棄物の混合物
 - N282 指定産業廃棄物と指定産業廃棄物でない廃棄物の混合物

特定源からの指定産業廃棄物

- 1. 鉱物油または油で汚染された廃棄物
 - S011 排水処理システムまたは石油精製所または原油ターミナルから出る廃油または油性スラッジ
 - S012 自動車整備工場またはサービス・ステーションまたはグリースのインターセプターから出る油性残留物
 - S013 使用済みの潤滑油の再精製から出る油で汚染された土
 - S014 石油精製所の保守作業から出る油及びスラッジ
- 2. 石油精製所または石油化学プラントから出るタールまたはタール性残留物
 - S021 石油精製所または石油化学プラントから出るタールまたはタール性残留物
- 3. 有機溶剤を含有する印刷用インク、塗料、顔料、ラッカー、ワニス及び木材防腐剤の廃棄物
 - S031 インク製造プラントの反応タンクまたは容器の洗浄から出るインクの廃棄物
 - S032 塗料製造プラントの反応タンクまたは容器の洗浄から出る塗料の廃棄物
 - S033 顔料製造プラントの反応タンクまたは容器の洗浄から出る顔料の廃棄物
 - S034 ラッカーまたはワニス製造プラントの反応タンクまたは容器の洗浄から出るラッカーまたはワニスの廃棄物
- 4. 指定産業廃棄物焼却炉から出るクリンカー、スラッグ及び灰
 - S041 指定産業廃棄物焼却炉から出るクリンカー、スラッグ及び灰
- 5. 溶剤を含有しない印刷用インク、顔料、塗料またはラッカーの廃棄物
 - S051 塗料製造プラントの反応タンクまたは容器の洗浄から出る水溶性塗料の廃棄物
 - S052 インク製造プラントの反応タンクまたは容器の洗浄から出る水溶性インクの廃棄物
 - S053 顔料製造プラントの反応タンクまたは容器の洗浄から出る水溶性顔料の廃棄物
 - S054 印刷工場の印刷機械の洗浄またはクリーニングから出るインクの廃棄物

- S055 タイル工場及び帽子製造工場から出る顔料の廃棄物
 S056 金属工場、自動車組立工場または電気製品製造工場の塗料吹きつけまたは塗料浸漬工程から出る塗料の廃棄物
6. 使用済みのタールまたは防錆油
 S061 自動車組立工場または自動車整備工場のシーリング、塗料吹きつけまたは塗料工程から出る防錆油またはタールの残留物
7. 使用済みのエチレングリコール
 S071 ガス処理プラントから出る汚染されたエチレングリコール
 S072 ポリエステル製造工場から出る硬化していないエチレングリコール
8. フェノールまたはホルムアルデヒドを含有する廃棄物
 S081 粘着物、接着剤または樹脂製造工場の洗浄、反応または混合タンクから出るフェノールまたはホルムアルデヒドの廃棄物
 S082 粘着物、接着剤または樹脂製造工場の排水処理システムから出るフェノールまたはホルムアルデヒドを含有するスラッジ
9. 固形ポリマー材料を除く、イソシアン酸塩化合物の残留物
 S091 ウレタンフォームの製造工程から出るイソシアン酸塩化合物の残留物
10. 固形ポリマー材料を除く有機溶剤を含有している可能性のある粘着物または接着剤の廃棄物
 S101 粘着物または接着剤の製造工場から出る規格外れの粘着物または接着剤製剤
 S102 粘着物または接着剤の製造工場の反応または処理タンクの洗浄から出る流出物
11. 有機溶剤または重金属を含有している可能性のある、エポキシ樹脂、フェノール樹脂等の未硬化樹脂の廃棄物
 S111 電子または半導体、電気器具、ファイバークラス製造工場及び金属工場から出る未硬化樹脂の残留物
 S112 樹脂製造工場の反応器の洗浄から出る流出物
 S113 樹脂製造工場の排水処理システムから出る樹脂のスラッジ
12. 有機溶剤または重金属を含有するラテックスの流出物、ゴムまたはラテックスのスラッジ
 S121 排水処理システムまたはゴム製品製造工場から出る、重金属を含有するゴムまたはラテックスのスラッジ
 S122 ゴム製品製造工場から出る、有機溶剤を含有するゴムまたはラテックスのスラッジ
 S123 ゴム製品製造工場から出るラテックスの流出物
13. 酸または鉛化合物を含有する油性スラッジ等の使用済み油製品の再精製から出るスラッジ
 S131 使用済みの潤滑油の再精製から出る酸のスラッジ
14. 弗化物を含有するスラッジ
 S141 電子または半導体製造工場の排水処理システムから出る、弗化物を含有するスラッジ
15. 水酸化カルシウムのスラッジ、リン酸塩のスラッジ、硫酸カルシウムのスラッジ及び炭酸塩のスラッジ等の金属スラッジ
 S151 自動車組立、エアコン、電気器具及び電子または半導体製造工場のリン酸塩化工程から出るスラッジ
 S152 セラミックまたはタイル、産業用ガス及び漂白土を製造する工場の排水処理システムから出るスラッジ
16. アスベストの廃棄物
 S161 アスベスト/セメント製品製造工場の排水処理システムから出るアスベストのスラッジ
 S162 アスベスト/セメント製品製造工場から出るアスベストのダストまたは遊離したアスベストの繊維
 S163 アスベスト/セメント製品製造工場から出る遊離したアスベストを含有する空の袋類
17. 除草剤、殺虫剤、殺鼠剤及び殺菌剤等の農薬の製造、調合及び取引から出る廃棄物
 S171 農薬調合工場の排気制御装置から出るダスト
 S172 農薬調合工場排水処理システムから出るスラッジ
 S173 農薬調合工場の中間製造の濾過工程から出る残留物
 S174 農薬調合工場の反応タンクまたは混合タンクの洗浄及び漏出物から出る廃棄物
 S175 蚊取り線香製造工場の打ち抜き工程から出る固形の残留物
 S176 農薬調合工場及び農薬の取引から出る規格外れの製品
 S177 農薬製造から出る廃棄物
18. グリセリン石鹼溶液の前処理から出るプレスケーキ
 S181 洗剤または石鹼または化粧品工場から出る、グリセリン石鹼溶液の前処理から出るプレスケーキ

19. 染料を含有する廃棄物
 - S191 織物製造工場から出る染料を含有する排水
20. 弗化化合物の銅、クロム及び砒素を含有する無機塩、あるいは塩素と化合させたフェノールまたはクレオソートを含有する化合物を使用する木材防腐作業から出る廃棄物
 - S201 弗化化合物の銅、クロム及び砒素を含有する無機塩、あるいは塩素と化合させたフェノールまたはクレオソートを含有する化合物を使用する木材防腐作業から出る廃棄物
21. 金属水銀、有機及び無機水銀化合物を含有する水銀廃棄物
 - S211 蛍光灯の製造から出る、金属水銀を含有する水銀廃棄物
 - S212 水素ガス精製工程から出る、水銀を含有する活性炭素廃棄物
 - S213 塩水の処理から出る水銀を帯びたスラッジ、並びに塩素製造工場から出る水銀を帯びた塩水精製泥
22. 燐酸工場の精製工程から出る砒素廃棄物
 - S221 燐酸工場の精製工程から出る砒素廃棄物
23. 使用済みの触媒
 - S231 化学工場並びに洗剤または石鹼または化粧品製造工場から出る使用済みの産業用触媒
24. 指定産業廃棄物の埋立から出る浸出液
 - S241 指定産業廃棄物の埋立から出る浸出液
25. 有機溶剤で汚染された布切れ、プラスチック、紙またはフィルター
 - S251 自動車組立工場、金属工場、電子または半導体工場並びに印刷または包装工場から出る、塗料またはインクまたは有機溶剤で汚染された布切れ、プラスチック、紙またはフィルター
26. 危険な残留物を含有する容器及び袋
 - S261 農薬調合工場の原材料または製品の残留物で汚染された、使用済みの容器または袋
27. 鉛、水銀、ニッケル及びリチウムを含有する、廃棄されるかまたは規格外れの電池
 - S271 電池製造工場から出る、廃棄されるかまたは規格外れの電池
28. 医薬品の廃棄物
 - S281 医薬品製造工場の反応槽及び床の洗浄から出る排水
29. 使用済みの水溶性無機酸溶液
 - S291 酸及び電池製造工場から出る排水
30. 爆発物の製造、処理使用から出る廃棄物
 - S301 爆発物の製造または処理または使用から出る廃棄物

参考資料 3

マレーシアを中心とした東南アジア 4 カ国における
日系企業の環境問題への取り組みの現状

(平成 7 年度在外日系企業の環境配慮活動動向調査結果より)

1. 調査の概要

海外に進出している日系企業による環境配慮の状況を把握するため、平成 7 年度、マレーシア、フィリピン、タイ及びインドネシアのアジア 4 カ国において事業活動を行っている日系企業を対象に、現地の日本人商工会議所の協力を得てアンケート及び現地ヒアリング調査を実施した。

アンケートは対象 4 カ国の日本人商工会議所の会員名簿に基づき、そのうち個人会員及び団体会員等を除く全ての企業 2,070 社（非製造業や小規模な現地事務所を含む）に発送し、うち 425 社から回答を得た（回収率 20.5%）。

この調査において、マレーシアでは 452 社に発送し、うち、121 社から回答を得、回収率は 26.8%であった。

以下、マレーシアにおける日系企業の環境への取り組みの現状について、他のアジア 3 カ国の平均と比較しつつ（回答数 304 社）、取りまとめる。

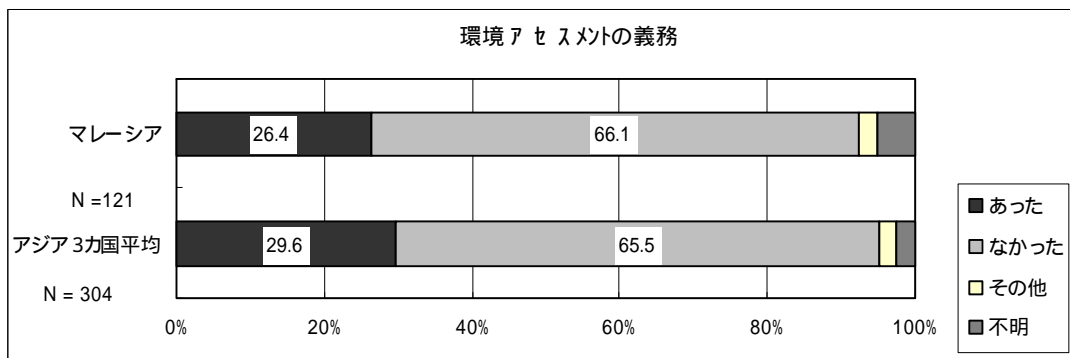
回答企業の内訳を見ると、業種については製造業 72.7%（アジア 3 カ国では 62.5%、以下、（ ）内の数値はアジア 3 カ国の平均のデータ）、非製造業（建設業、卸売業、金融・保険業等）24.8%（33.9%）であった。従業員数については 100 人未満 26.4%（33.2%）、100 人以上 500 人未満 33.1%（31.6%）、1,000 人以上 23.1%（18.8%）等となっていた。

2. 調査結果

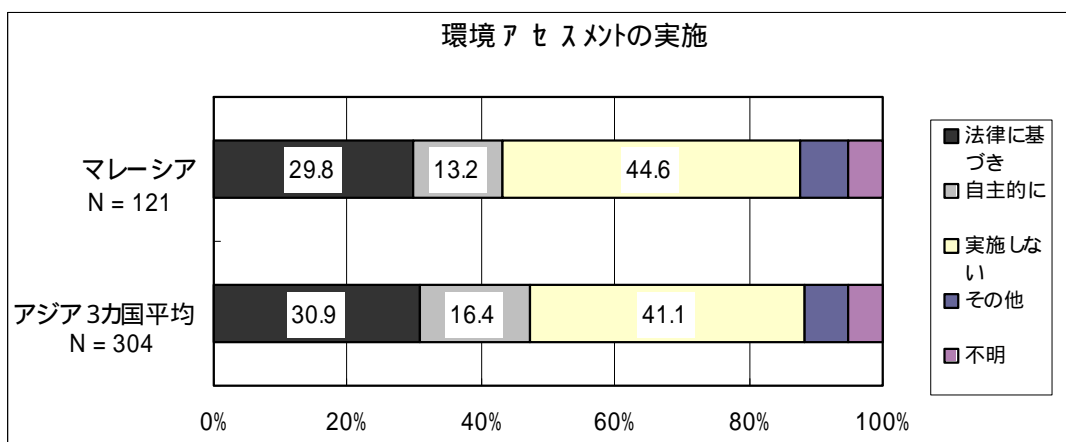
（1）進出に当たっての環境対策

進出先での事業実施に伴い、法的に環境アセスメントを実施する義務のあった企業は 26.4%（29.6%）に過ぎなかったが（図表参 - 1）、実際にはこれを大きく上回る 43.0%（47.3%）の企業が環境アセスメントを実施していた（図表参 - 2）。（現地の法律等に基づいて環境アセスメントを実施した企業 29.8%（30.9%）、自主的に行った企業 13.2%（16.4%））。

図表参 - 1 環境アセスメントを行う義務の有無



図表参-2 環境アセスメントの実施状況

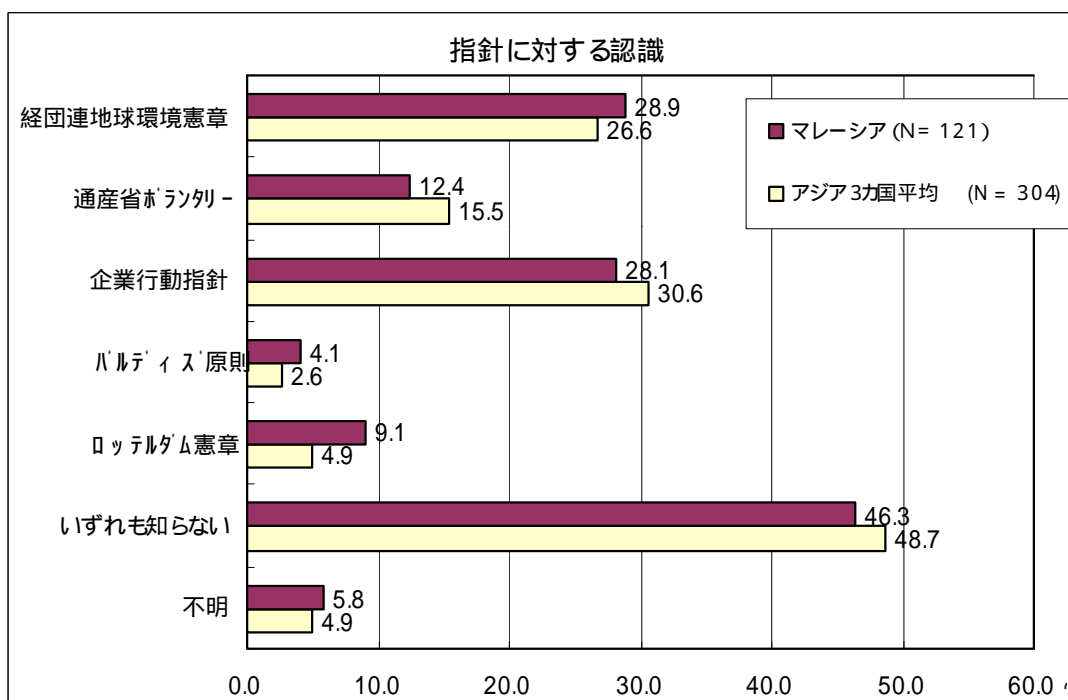


(2) 環境対策を進めるためのシステム、組織

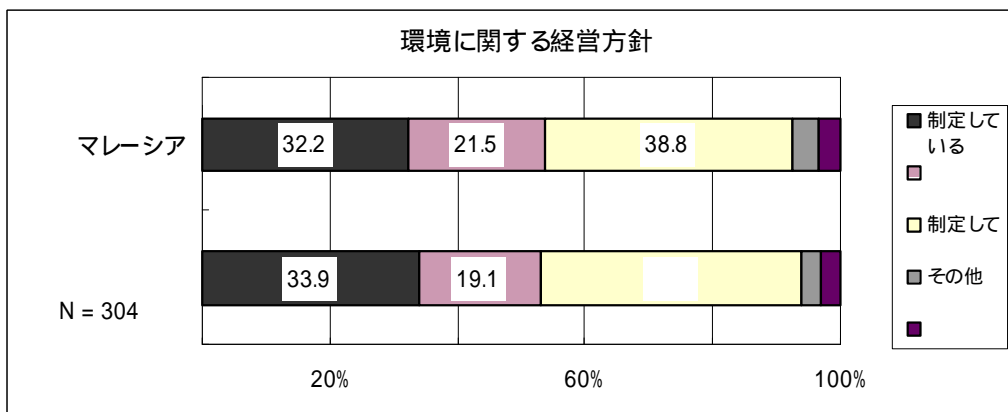
環境庁の「環境にやさしい企業行動指針」を知っていた企業が28.1% (30.6%)、経団連の「地球環境憲章」を知っていた企業が28.9% (26.6%) あった (図表参-3、複数回答可) ほか、環境に関する全社的な経営方針を制定している、ないしは検討中である企業が53.7% (53.0%) あった (図表参-4)。

環境問題に取り組むための部署又は担当者を置いている企業が55.3% (49.7%) あった (図表参-5)。(専任の部署を置いている企業9.9% (11.5%)、専任の担当者を置いている企業6.6% (3.3%)、兼任の担当者を置いている企業38.8% (33.9%)。)

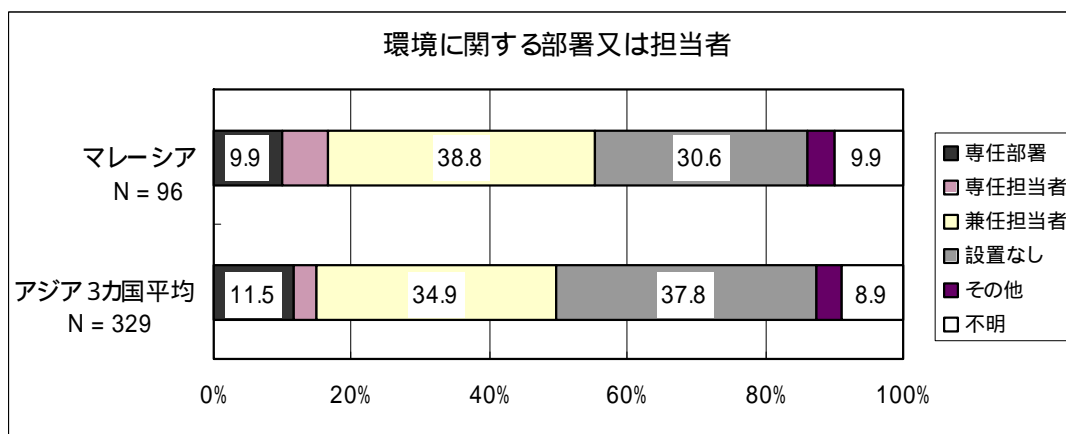
図表参-3 環境に関する指針、憲章の認知度(複数回答)



図表参 - 4 環境に関する経営方針の有無



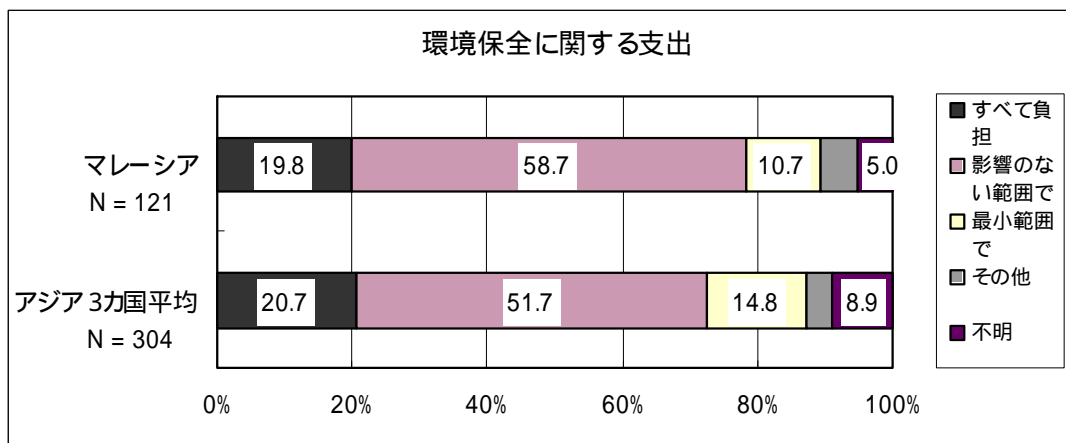
図表参 - 5 環境担当部署等の設置状況



(3) 環境に配慮した事業活動

環境保全のための経費や投資などの支出について、現行規制をクリアするために最小限必要なもの以上に行いたいと考えている企業が 78.5% (72.4%) あった (図表参 - 6)。(会社の業績等に関わらず負担したいと思う企業 19.8% (20.7%)、業績に深刻な影響を与えなければ、できるだけ負担したいと思う企業 58.7% (51.7%)。

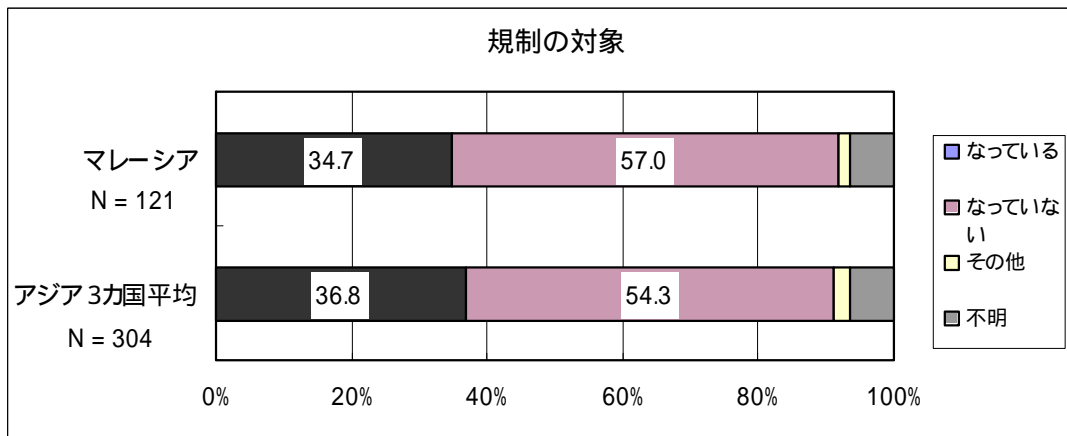
図表参 - 6 環境保全に関する支出についての意識



(4) 進出先国での操業に当たっての環境面での課題

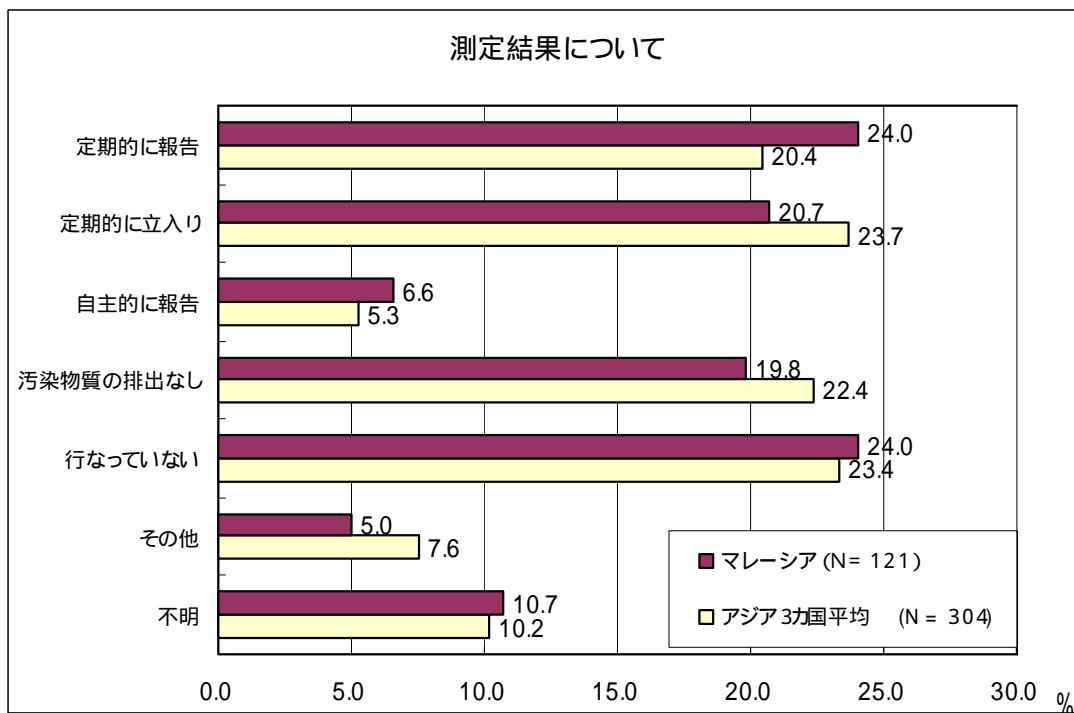
現地の大気汚染、水質汚濁等に関する規制対象となっている企業が34.7%(36.8%)あった(図表参-7)。

図表参-7 環境関連の規制対象の状況



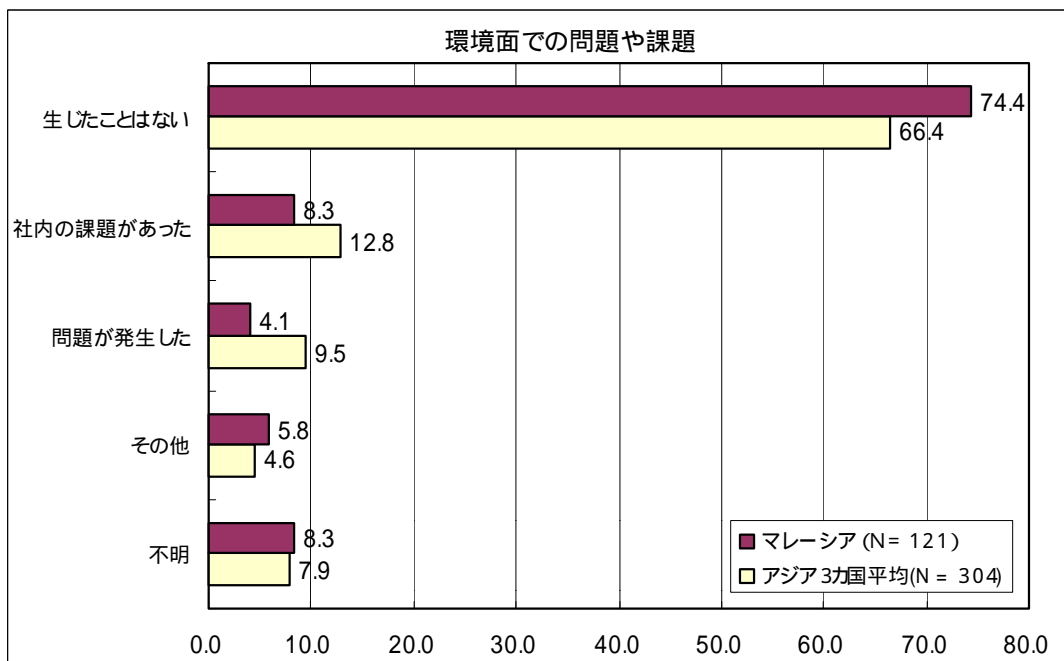
大気汚染、水質汚濁に関する測定結果等を現地の行政機関等に報告している企業が、30.6%(25.7%)あった(図表参-8)。このうち、法律に基づき報告している企業が24.0%(20.4%)、自主的に報告している企業は6.6%(5.3%)となっている。なお、法律に基づき定期的に立入検査を受けている企業は20.7%(23.7%)であった。

図表参-8 測定結果の報告等の状況(複数回答)



現地での操業に当たって、社外に影響を及ぼさない軽微なものも含めて 12.4%(22.3%)の企業が環境面で何らかの課題を経験している(図表参-9)。

図表参-9 環境面での問題や課題の有無

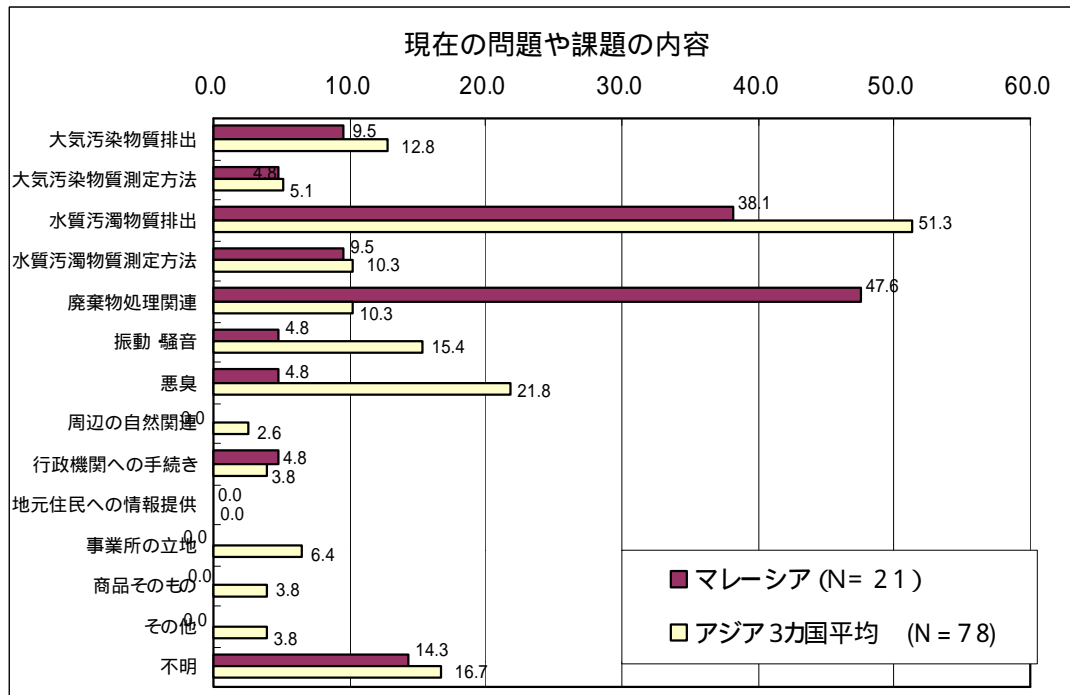


その課題の内容としては、廃棄物の処理・処分が 47.6%(10.3%)と最も多く、次いで水質汚濁物質の排出が 38.1%(51.3%)、大気汚染物質の排出と水質汚濁物質の測定方法がともに 9.5%(12.8%、10.3%)であった。アジア3カ国の平均と比較すると、マレーシアでは廃棄物に関する回答が特に多く、悪臭に関する回答が少なかった(図表参-10、複数回答可)。

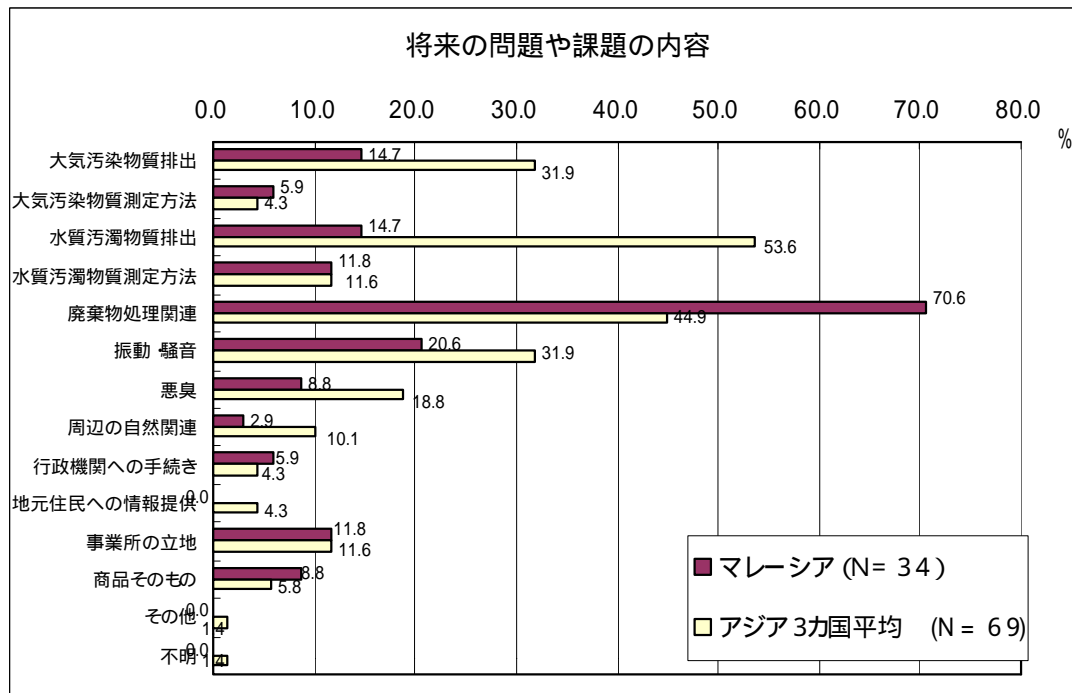
なお、現地ヒアリング調査によると、アジア4カ国のいずれにおいても、事業工程からの排水処理は、当該国でトップクラスの対策がとられているが、企業内での生活系排水が処理されていない企業が見受けられた。また、同じく現地ヒアリング調査で、廃棄物については処分地が確保できずに敷地内に保管し続けている企業が見受けられた。こうした状況は、適切な管理方法をとらない場合には環境問題を引き起こすおそれもあり、将来に向けての課題を抱えている例と言える。

今後環境面で課題等が発生する可能性があると考えている企業が 28.1%(22.7%)あり、その内容としては、廃棄物の処理・処分が 70.6%(44.9%)、振動・騒音が 20.6%(31.9%)であった(図表参-11、複数回答可)。

図表参 - 10 これまでの問題や課題の内容(複数回答)



図表参 - 11 将来の問題や課題の内容(複数回答)

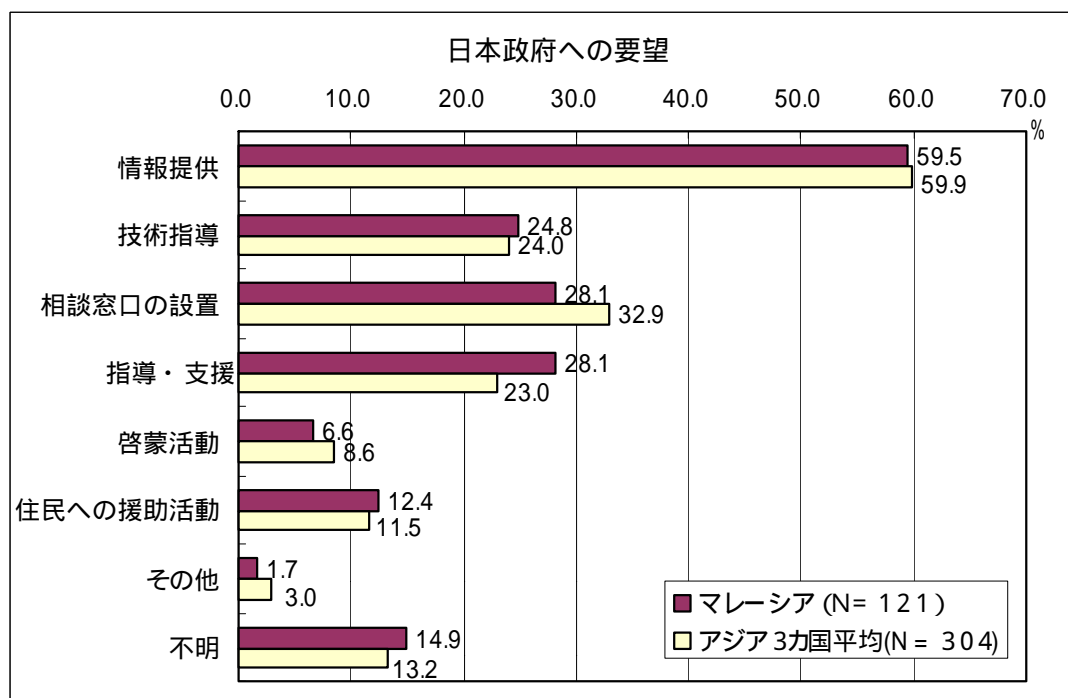


(5) 日本政府に期待すること

海外進出企業の環境対策の一層の充実のために、日本政府に期待することとしては、各国の環境に関する情報提供（マニュアルの作成等）が59.5%（59.9%）、進出先における相談窓口の設置と進出先国の行政機関における環境保全技術、測定技術等の向上のための指導や支援、研修生の受け入れ等がともに28.1%（32.9%、23.0%）、進出に当たっての各国の測定方法等の環境に関する技術指導24.8%（24.0%）、であった（図表参 - 12、複数回答可）。

現地ヒアリング調査においても、各国の環境規制や環境問題の現状等を取りまとめたマニュアル、先進企業の対応例などを取りまとめた事例集などの作成に対する希望が聞かれた。

図表参 - 12 日本政府に期待する内容（複数回答）



参考資料4

マレーシア及び日本における環境情報関連窓口

1 . マレーシア / in Malaysia

(1) マレーシア政府機関及びその他機関 / **Malaysian government agencies and other institutions**

1) 科学技術環境省環境局 / Department of Environment, Ministry of Science, Technology and the Environment

Tingkat 12 & 13, Wisma Sime Darby, Jalan Raja Laut, 50662 Kuala Lumpur, Malaysia

phone +60-3-2947844

fax +60-3-2931480

<http://www.jas.sains.my/>

2) 工業開発庁 / Malaysian Industrial Development Authority (MIDA)

6th Floor, Wisma Damansara, Jalan Semantan, 50490 Kuala Lumpur, Malaysia

phone +60-3-2553633

Fax +60-3-2550697/255

<http://www.jaring.my/mida/>

3) 環境局セランゴール事務所 / Department of Environment, Selangor

Tingkat 17, Wisma MPSA, Persiaran Perbandaran, 40000 Shah Alam, Selangor Darul Ehsan, Malaysia

phone +60-3-5594787

fax +60-3-5594788

4) 環境局ネグリセンビラン事務所 / Department of Environment, Negeri Sembilan

Tingkat 2-2, 3-2, Wisma Arab-Malaysia, Jalan Tuanku Munawir, 70000 Seremban Negeri Sembilan Darul Khusus, Malaysia

phone +60-6-7649017

fax +60-6-7649019

5) 環境局ジョホール事務所 / Department of Environment, Johor

Aras 3 Bangunan Timjaya, Km 7, Jalan Skudai, 81200 Johor Bahru Johor D, Malaysia

phone +60-7-222431

fax +60-7-2230567

6) 環境局ペナン事務所 / Department of Environment, Pulau Pinang

5th & 6th Floor, Wisma Peladang, Jalan Kampong Gajah 12000 Butterworth Pulau Pinang , Malaysia

phone +60-4-3334441

fax +60-4-3316078

7) クオリティ・アラム社 / Kualiti Alam Sdn. Bhd.

17th Floor, Menara 2, Faber Towers, Taman Desa, Jalan Kelang Lama, 58100 Kuala Lumpur, Malaysia

phone +60-3-7809199

fax +60-3-7801811

www.uem.com.my/KALAM/

(2) 日本政府機関及びその他機関 / Japanese government agencies and other institutions

- 1) 在マレーシア日本国大使館 / Embassy of Japan in Kuala Lumpur
No.11 Persiaran Stonor, off Jalan Tun Razak, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia
phone +60-3-2427044
fax +60-3-2450126
<http://www.embjapan.org.my>
- 2) ジェトロ・クアラルンプール・センター / JETRO (Japan External Trade Organization) Kuala Lumpur Center
23rd Floor, Menara Tun Razak, Jalan Raja Laut, 50350 Kuala Lumpur, Malaysia
phone +60-3-2930244
fax +60-3-2930132
- 3) 国際協力事業団マレーシア事務所 / Japan International Cooperation Agency(JICA), Malaysia Office
Suite 18.1 W, 18th Floor, Wisma Sime Darby, Jalan Raja Laut, 50350, Kuala Lumpur, Malaysia
phone +60-3-2935416
fax +60-3-293-1790
<http://www.jica.org.my/jica/>
- 4) マレーシア日本人商工会議所 / The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia (JACTIM)
Suite 6.01, 6th Floor, Regent Office Block, Peti#4, 160 Jalan Bukit Bintang, 55100, Kuala Lumpur, Malaysia
phone +60-3-2427106, 2414460
fax +60-3-2420483
- 5) 国際協力銀行マレーシア駐在員事務所 / Japan Bank for International Cooperation, Kuala Lumpur Office
22nd Floor, UBN Tower, Jalan P. Ramlee, 50250, Kuala Lumpur, Malaysia
phone +60-3-2323255
fax +60-3-2322115
- 6) 国際交流基金日本文化センター / Japan Cultural Centre KL, Japan Foundation, 6th Floor, Wisma Nusantara, Jalan Punchaku, off Jalan P. Ramlee, 50250, Kuala Lumpur, Malaysia
phone +60-3-2306630
fax +60-3-2306620
<http://www.jfkl.org.my/jfkl/>

2 . 日本 / in Japan

(1) 日本政府及びその他日本機関 / **Japanese government agencies and other institutions**

- 1) 環境庁企画調整局地球環境部環境協力室 / Office of Overseas Environmental Cooperation, Global Environment Department, Environment Agency
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-2
1-2-2 Kazumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-0013 Japan
phone (03) 3581-3351 (代)
fax (03) 3581-3423
<http://www.eic.or.jp/eanet/>
- 2) 日本貿易振興会 (ジェトロ) / JETRO (Japan External Trade Organization)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5
2-2-5 Toranomom, Minato-ku Tokyo 105-0001 Japan
phone (03) 3582-5522 (広報課 / PR Division)
<http://www.jetro.go.jp/top/index.html>
- 3) 国際協力銀行 / Japan Bank for International Cooperation
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-4-1
1-4-1 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0004 Japan
phone (03) 5218-3100
<http://www.jbic.go.jp/>
- 4) 国際協力事業団 / JICA (Japan International Cooperation Agency)
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿メインズタワー
Shinjuku Maynds Tower Bldg., 1-1-2 Yoyogi, Shibuya-ku Tokyo 151-0053
Japan
phone (03) 5352-5311 ~ 4
<http://www.jica.go.jp/>
- 5) 日本貿易振興会アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2
3-2-24 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba261-8545 Japan
phone (043)299-9500
fax (043)299-9724
<http://www.ide.go.jp/English/index4.html>
- 6) 経済団体連合会 / Keidanren, Japan Federation of Economic Organizations
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4
1-9-4 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0004 Japan
phone (03) 3279-1411
<http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>

- 7) 日本商工会議所国際部中小企業国際化推進室 / International Division, Japan Chamber of Commerce & Industry
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2
3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
phone (03) 3283-7851
fax (03) 93216-6497
<http://www.jcci.or.jp/>
- 8) 東京商工会議所産業政策部 / Tokyo Chamber of Commerce and Industry
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2
3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
phone (03) 3283-7619
fax (03) 3213-8716
<http://www.tokyo-cci.or.jp/>
- 9) (財)地球・人間環境フォーラム / Global Environmental Forum
〒106-0041 東京都港区麻布台 1-9-7
1-9-7 Azabudai, Minato-ku Tokyo 106-0041 Japan
phone (03) 5561-9735
fax (03) 5561-9737
<http://www.shonan.ne.jp/~gef20/gef/>

(2) マレーシア政府機関 / Thailand government agencies

- 1) 在日マレーシア大使館 / Embassy of Malaysia in Tokyo
〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 20-16
20-16 Nanpeidai-cho, Shibuya-ku Tokyo 150-0036 Japan
phone (03) 3476-3840
- 2) マレーシア工業開発庁日本事務所 / MIDA Japan offices
- ・東京事務所 / Tokyo office
〒107-0062 東京都港区南青山 5-6-26 青山 246 ビル 4 階
phone (03) 3409-3680/3681
fax (03)3409-3460
<http://www.midajapan.or.jp/>
 - ・大阪事務所 / Osaka office
〒530-0047 大阪府北区西天満 5-9-3 高橋ビル本館 3 階
phone (06)6313-3121/3221
fax (06)6313-3321
<http://www.midajapan.or.jp/>